

魚津市教育振興基本計画

(素 案)

《令和3年度～令和7年度》

令和2年 11 月
魚津市教育委員会

魚津市教育振興基本計画（目次）

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 魚津市の教育を取り巻く状況	3
1 教育をめぐる社会状況	3
(1)人口減少と少子・高齢化社会	3
(2)魚津市の将来人口	4
(3)情報通信技術の発展	5
(4)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動	5
(5)魚津市が輝くこれからの時代のために	6
2 国や県の動向	7
(1) 国の動向	7
(2) 県の動向	8
第3章 魚津市の教育の現状と課題	9
1 学校教育の現状と課題	9
(1) 学校教育	9
① 幼児教育	9
② 学習状況・読書の状況	11
③ 心の教育	14
④ 生活習慣	16
⑤ 特別支援教育	18
⑥ 体力・運動能力	20
⑦ 家庭と地域	22
(2) 学校教育環境の整備	23
① 学校施設整備	23
② 学校規模適正化	24
2 生涯学習・文化・スポーツの現状と課題	26
(1) 生涯学習	26
① 生涯学習	26
② 図書館	28
③ 博物館	29
(2) 芸術・文化	31
(3) スポーツ	34
第4章 魚津市がめざす教育	38
1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策の体系	41

第5章 基本目標達成のための施策と展開	42
施策1 確かな学力を育む教育の推進	42
1 幼児教育の充実	42
2 学力向上の取組み	44
3 特別支援教育の充実	47
施策2 豊かな心を育む教育の推進	49
1 豊かな心の育成	49
2 家庭・地域との連携	53
施策3 健やかな体を育む教育の推進	55
1 望ましい生活習慣の育成	55
2 子どもの体力向上	57
施策4 学びを支える教育環境の整備推進	59
1 安全・安心な学校施設の充実	59
2 小学校の規模の適正化と通学安全対策	60
3 学びのセーフティネットの構築	62
施策5 ふれあい豊かな生涯学習の推進	63
1 公民館での教育力の向上	63
2 生涯を通じた学びの推進	65
3 図書館機能の充実と読書活動の推進	66
4 ふるさとの歴史や自然、文化の保存・継承・活用	68
5 博物館機能の充実	70
施策6 豊かな心を育む芸術文化活動の推進	72
1 芸術・文化活動の推進	72
施策7 健やかな心と体をつくるスポーツ活動の推進	73
1 生涯スポーツ・レクリエーションの推進	73
2 競技スポーツの推進	75
3 スポーツによる活力のあるまちづくりの推進	77
第6章 計画の推進のために	79
1 連携と協働	79
2 情報発信と収集	79
3 施策の点検・評価・見直し	79
資料編	80

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人口知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、すべての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活用できるようにするうえで、教育の力の果たす役割が大きいとされています。

平成18年12月に、約60年ぶりに「教育基本法」（昭和22年法律第25号）が改正され、教育の振興に関する施策の方針や必要事項を定める教育振興基本計画の策定が国に義務づけられ、平成20年7月には、平成20年度を起点とする5年間の第1期教育振興基本計画、平成25年6月には、平成25年度からの施策の方針等を定める「第2期教育振興基本計画」が策定されました。

平成30年6月に第3期教育振興基本計画が閣議決定され、第2期計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年代以降の社会を展望した教育政策の重点事項として5つの基本的な方針が設定されました。

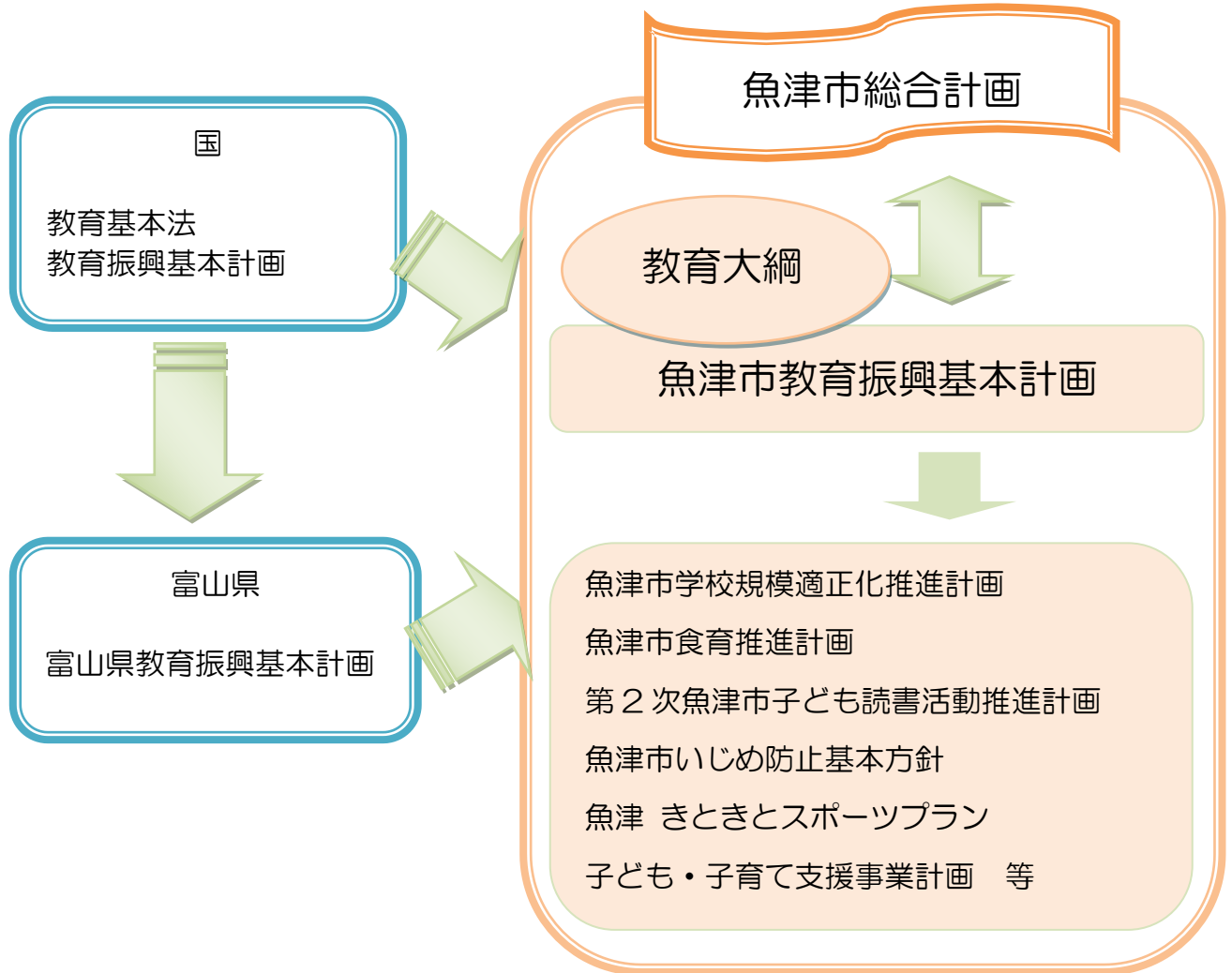
本市では、令和3年3月に第5次魚津市総合計画を策定し“ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち魚津”を将来の都市像としたまちづくりを進めています。「市民参画・協働」「持続可能なまちづくり」「魅力的な地域資源の活用」というまちづくりの土台となる3つの視点をもとに、将来都市像の実現に向けて「ともにつくるまち」「未来につなぐまち」「輝くまち」の3つを共通目標に掲げ、市民一丸となってまちづくりを進めます。

教育に関する政策として「誰もが学び豊かな心を育てるまちづくり」と掲げ、「学校教育の充実」、「生涯学習の推進」「芸術文化・スポーツの振興」を施策としています。

このような状況のもと、令和3年度を初年度とする教育に関する各種施策の具現化に向けた教育振興基本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である第5次魚津市総合計画の教育分野における部門別計画です。また、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の教育行政の振興を図るための基本計画と位置づけます。



3 計画期間

本計画は、およそ10年先を見据えた長期的な視点に立ちながら、当面の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 魚津市の教育を取り巻く状況

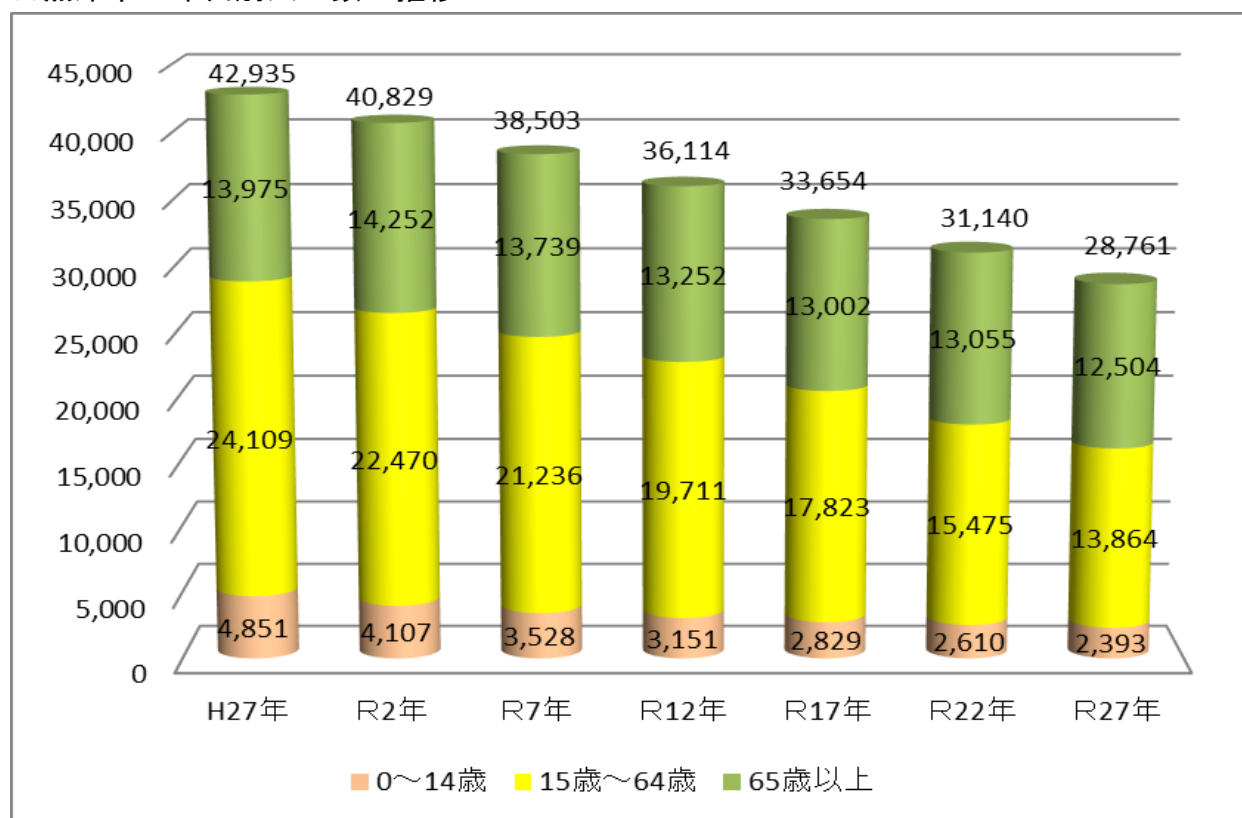
1 教育をめぐる社会状況

(1) 人口減少と少子・高齢化社会

我が国の人口は、平成15年の約1億2,780万人をピークに全国的に減少局面に入っています。本市の人口も昭和60年の49,825人をピークに減少が続き、平成27年の国勢調査では、42,935人となっています。将来的に、令和7年は38,503人に、令和27年は28,761人と見込まれ、今後も長期にわたって減少が続く見通しです（平成30年 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計方法に準拠）。

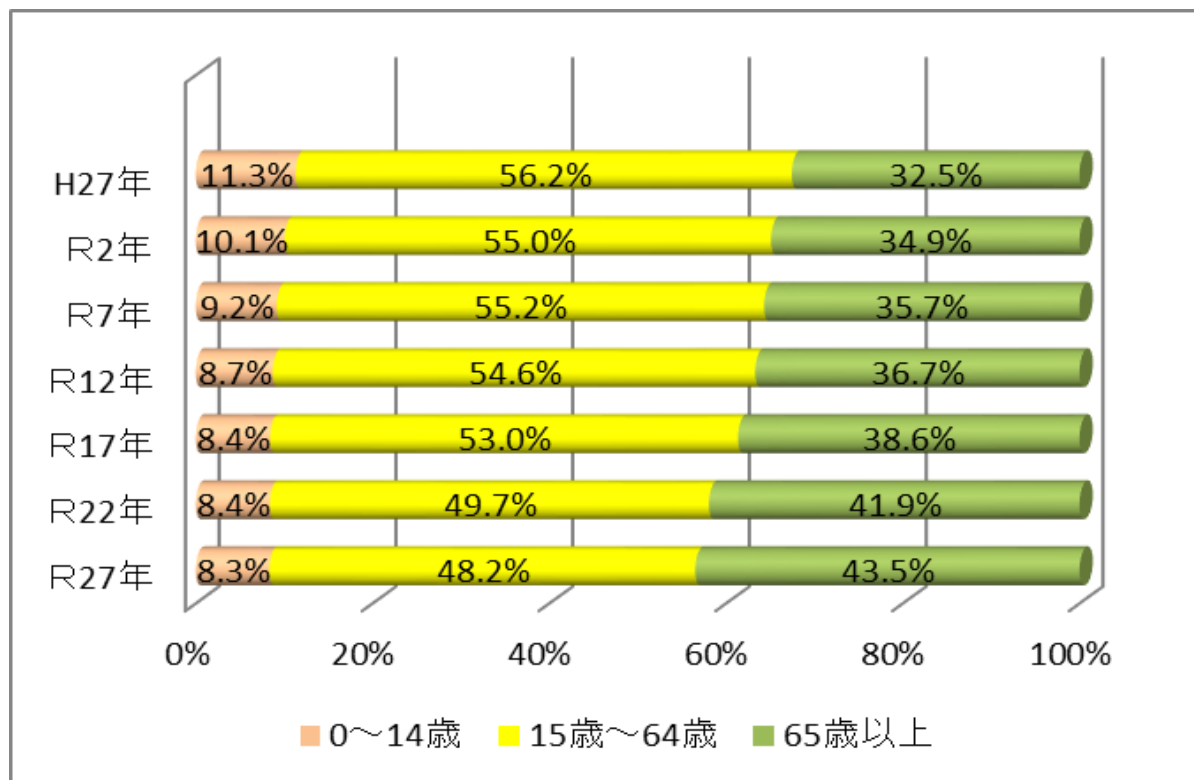
また、平成27年の65歳以上の人口割合は、32.5%（全国平均26.6%）、15歳未満の人口割合は11.3%（同12.6%）となっており、本市においては、全国と比べても少子高齢化が進んでいるといえます。

☆魚津市の年代別人口数の推移



※グラフ数値最上段は総人口数

☆魚津市の年代別人口割合の推移



※出典：平成 30 年 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計方法に準拠

※平成 27 年は国勢調査による実数値

（２）魚津市の将来人口

国においては、人口減少や東京一極集中が地域経済の縮小をもたらし、様々な社会基盤の維持を困難にするとして「地域創生」を掲げ、人口減少と少子高齢化等の課題を克服し、持続可能な地域づくりを目指すよう、全国の地方自治体に対して、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を定めました。

これを受けて本市においても、平成 27 年 10 月に「魚津市まち・ひと・しごと・創生人口ビジョン及び総合戦略（第 1 期戦略）」を策定し、国が進める地方創生戦略に対応した人口減少対策に全庁的な組織体制で取り組んできたところです。

「第 2 期戦略」の策定は、本市が抱える課題に柔軟かつ適切に対応していくため、総合計画と総合戦略が一体的に策定されました。

本市の人口減少は、今後も継続すると推測されています。これは、国全体が人口減少時代に入っていることに加え、本市においては、出生率が大きく減少するとともに、進学・就職等で本市を離れた若者のＵターン移動が少ないことが主な要因と考えられています。

魚津市人口ビジョンでは、令和 42 年（2060 年）において人口規模 3 万人を維持し、

この長期的展望達成のための目標を次のとおり掲げています。

- ・ 合計特殊出生率の段階的な上昇を目指します。
 - ① 令和 12 年（2030 年）に 1.9 程度を達成
 - ② 令和 22 年（2040 年）に 2.07 程度を達成
 - ③ 令和 22 年（2040 年）以降は 2.07 程度を維持
- ・ 若者の地元定着を図るとともに、U・Iターンを促進します。
 - ① 令和 2 年～令和 7 年（2020 年～2025 年）の 5 年間の社会動態減 0 を達成
 - ② 令和 7 年（2025 年）以降は毎年 20 人の社会動態増を達成

本市では、総合計画の計画期間である令和 12 年（2030 年）に目指すべき人口規模を 38,000 人とし、人口減少対策を推進していきます。

（３）情報通信技術の発展

インターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、情報通信技術の活用は子どもたちの生活にも深く浸透しており、インターネットによる犯罪被害や、SNS 上での誹謗中傷など、インターネット利用に関わるトラブルが増加しています。情報モラルの確立や、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能の習得といった、高度情報化社会に対応できる力の育成が求められています。

子どもたちが将来生きる社会は、激動の時代に人生を豊かに生き、未来を開拓する人材を育成するために、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められています。

（４）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動

新型コロナウイルス感染症については、社会全体が長期的な対応が求められる状況となっており、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要です。

学校教育活動の実施にあたっては、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って対応していくことが必要です。

（５）魚津市が輝くこれからの時代のために

明日を担う子どもたちには、学力だけでなく、人と人との触れあいや社会とのつながりを通じた人間性・社会性の習得とともに、豊かな心とたくましく生きる力、命と人権を大切にする心が必要であり、これらを育む教育活動をより充実することが求められています。

本市では、平成 25 年度から学校規模適正化を目的とした小学校統合事業に他自治体に先がけて取組み、教育効果の向上とより良い教育環境の整備に取り組んできました。学校教育の充実、強化はさらに進める必要がありますが、男女ともに若者の転出超過が続き、特に大学進学等で転出した若者がそのまま戻ってこない傾向が顕著になっていること、優秀な人材を育成しても大都市圏にその人材を送り出しているといった課題から地域に密着した学習活動を推進し、郷土の歴史・文化に対する愛着や誇りを育むふるさと教育に取り組んでいくことが重要です。

また、市民意識調査の結果においては「教育・文化」において今後 10 年間で重点的に取り組むべきことについては「英語教育・ＩＣＴ教育などでの先進的な取組み」が約 3 割で上位となっています。

このことから教育の情報化に取り組み、ＩＣＴを活用した教育環境を実現し、情報活用能力を身につけた人材育成と初等教育からの英語教育により、世界で活躍できる人材育成に取り組んでいく必要があります。

本市には、魅力ある自然や伝統・文化がたくさんあります。これらは次代を担う子どもたちへの有効な教育資源として活用できます。また、市民が豊かな人生を自ら築きあげる有効な環境でもあります。そのためにも、本市がもつ魅力を最大限に生かす効果的な教育施策を実施することが求められています。

2 国や県の動向

平成18年12月に教育基本法が全面的に改正され、国は教育振興基本計画を策定し、それを公表することが義務付けられました。また、地方自治体は、国の計画を参酌し、地方の実情に応じて計画を策定するよう努力することが求められることになりました。

(1) 国の動向

教育基本法の改正を受けて、国は平成20年7月に第1期、平成25年6月に第2期、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を策定しました。第3期教育振興基本計画では、第2期計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項として5つの基本的な方針を設定しました。

2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

《個人と社会の目指すべき姿》

(個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- ・「超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年層の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- ・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

今後の教育政策に関する基本的な方針

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

（２）県の動向

富山県は、平成２９年４月策定の新富山県教育振興基本計画に、次に示す基本理念を掲げ、その実現のために９つの基本施策を示しました。

《基本理念》

ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成

— 真の人間力を育む教育の推進 —

《基本施策》

- 1 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援
- 2 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進
- 3 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進
- 4 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の充実
- 5 生涯をとoshした学びの推進
- 6 ふるさとを学び楽しむ環境づくり
- 7 次世代を担う子どもの文化活動の推進
- 8 元気を創造するスポーツの振興
- 9 教育を通した「ふるさと富山」の創生

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3章 魚津市の教育の現状と課題

1 学校教育の現状と課題

(1) 学校教育

① 幼児教育

【現状】

- 夫婦共働き世帯の増加により、本市の女性の労働力率¹は、国や県と比較して高くなっているため、子どもを低年齢児から、また長時間安心して預けることのできる施設が求められています。また、核家族化や地域とのつながりの希薄化に伴い、地域での子ども集団が形成されにくくなっていることから、小学校就学前に過ごす幼児教育・保育施設の果たす役割はますます重要なものとなっています。
- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。幼児教育・保育の無償化²により、子育て世代の経済的負担が軽減されるとともに、小学校就学前児童が幼児教育を受ける機会が実質的に保障されました。現在、市内には、公立幼稚園が1園、私立認定こども園が8園、公立保育園が6園設置されており、保護者が就労の有無や家庭状況の変化に影響されることなく通園することができる環境が整っています。
- 少子化の進展により子どもの出生数が減少していることから、幼児教育・保育施設に入所する子どもは年々減少しています（図1）。また、公立幼稚園・保育園では、私立認定こども園と比較して定員充足率が低く、定員割れの状態が続いています。小規模となっている園では、家庭的で細やかな教育や保育ができる反面、友達が固定しやすく、交友関係や遊びに広がりや深まりがみられない等の問題点が指摘されています。

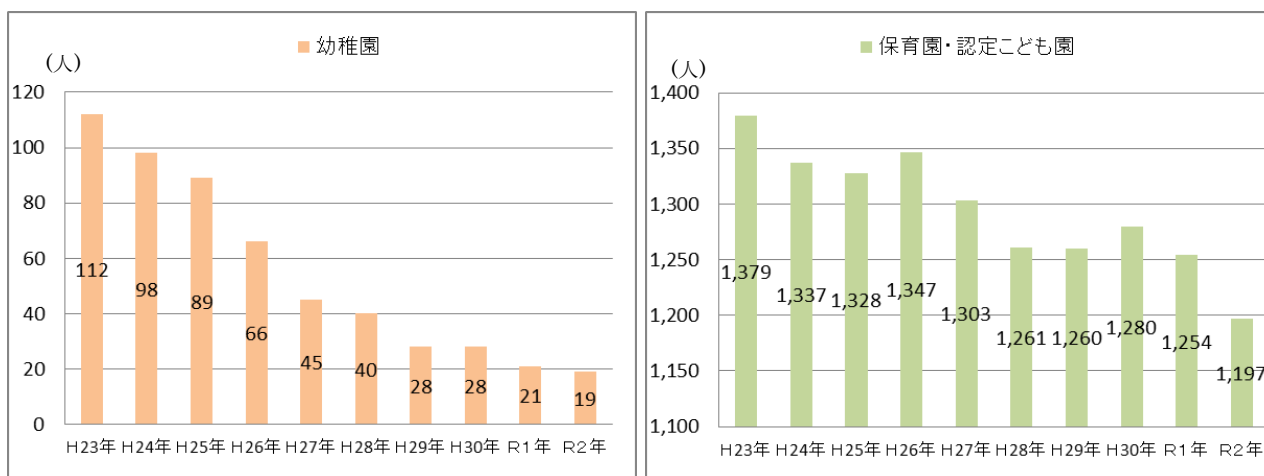
¹ 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

労働力人口⇒働く意思を持っている、労働可能な人口。

² 令和元年（2019年）10月から、3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、保育園・認定こども園、幼稚園の保育料が無償化された。

(図1) 幼稚園・保育園・認定こども園入所児童数の推移

(幼稚園…各年5月1日 保育園・認定こども園…各年4月1日)



【課題】

- 幼児期は、長い人生の基礎、すなわち生きる力を培う大切な時期であり、基本的な生活習慣をはじめ、遊びを通じて人との関わり、社会性、ことばや数を理解する能力など、認知能力（文字や数など）と非認知能力（粘り強さなど）を並行して高めていく必要があります。
- 幼児教育・保育施設は、保護者に対する子育て支援や幼児期の教育に関する相談を行う役割を果たすことが求められ、預かり保育の充実や子どもの発達段階に応じた教育支援など、子ども一人一人の成長と保護者ニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。
- 公立の幼稚園・保育園は、一部を除き建物の老朽化が顕在化している施設があり、施設を利用する子どもの数が減少していることから、施設の統合も含め建物の長寿命化について検討していく必要があります。

② 学習状況・読書の状況

【現状】

- 令和元年度全国学力・学習状況調査³の結果によると、市内の小中学校の平均正答率は小学校の国語、算数及び中学校の数学は全国平均を上回り、中学国語・英語は全国平均を下回っています。

「平日の学習時間が1時間以上」と答えた児童生徒の割合は、小学生は 67.1%で全国や県平均を上回っていますが、中学生は 63.9%で全国や県平均を下回っています（図2）。

- 「国語・算数（数学）の授業の内容はよくわかる」「どちらかといえばよくわかる」と答えた児童生徒は小学校国語では全国平均を上回り、算数は下回りました。また、中学校は国語・数学でほぼ同じでした（図3）。

- 「平日の読書時間が 30 分以上」と答えた児童生徒は、小学生は 48.2%で全国や県平均を上回っていますが、中学生は 27.1%で全国とほぼ同じで、県平均を下回っています。また、中学生で「読書をしない」と回答している生徒が 48%となっており、全国や県より 10%以上高くなっています（図4）。

【課題】

- 新学習指導要領について、小学校は令和2年4月から、中学校は令和3年4月から全面実施されます。また、GIGA スクール構想⁴により、児童生徒に1人1台タブレット端末の配備が令和2年度中に実現されるなど、めまぐるしく変化する学習環境の変化に対応していく必要があります。

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、自ら課題を見付け、課題を解決する能力を身に付けることが必要です。そのためにも、児童生徒の学習意欲を高め、授業改善に努めるとともに、学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣を定着させることが必要です。

- さまざまな考え方や想像力を育むため、読書することはとても大切です。読書のよさを伝えていくことが今後も必要です。

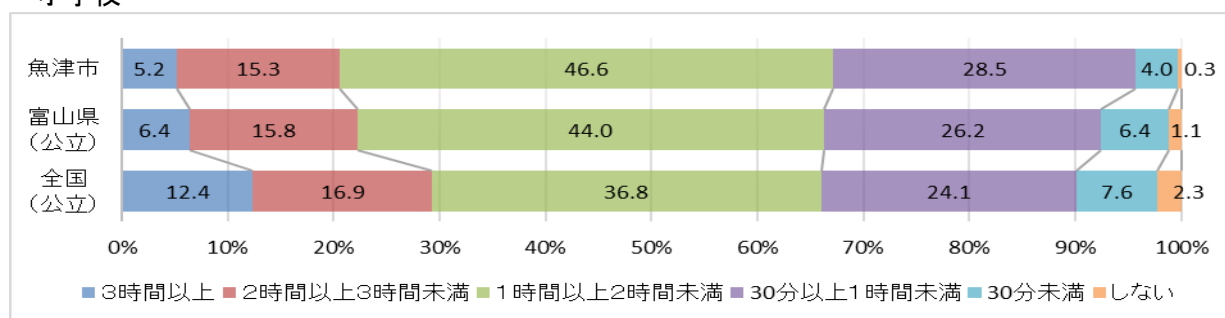
³ 全国学力・学習状況調査は、中学校3年生、小学校6年生を対象とし、全国的に児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することなどを目的として、平成19年度から毎年行われている。

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止。

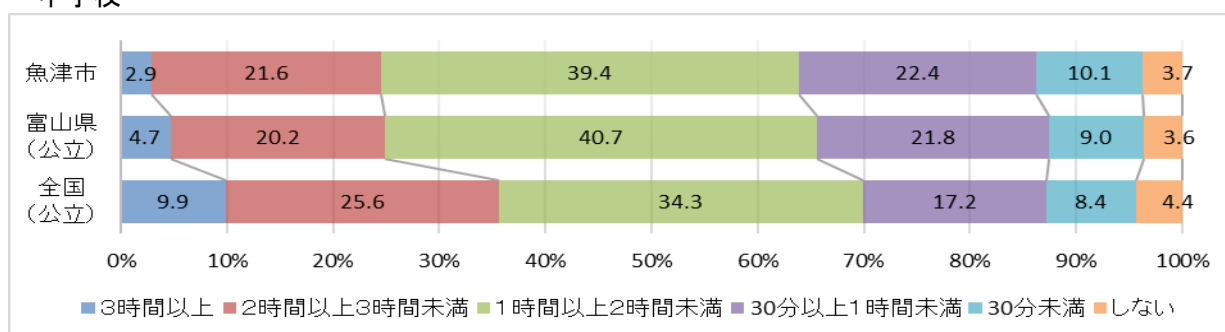
⁴ Global and Innovation Gateway for All の略。小中学校で児童生徒の学習用タブレット端末等「1人1台」を配備するとともに、ネットワーク環境の整備を行うなど、学校のICT化を推進する文部科学省の計画。

(図2) 授業時間以外に、平日1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか。

小学校



中学校

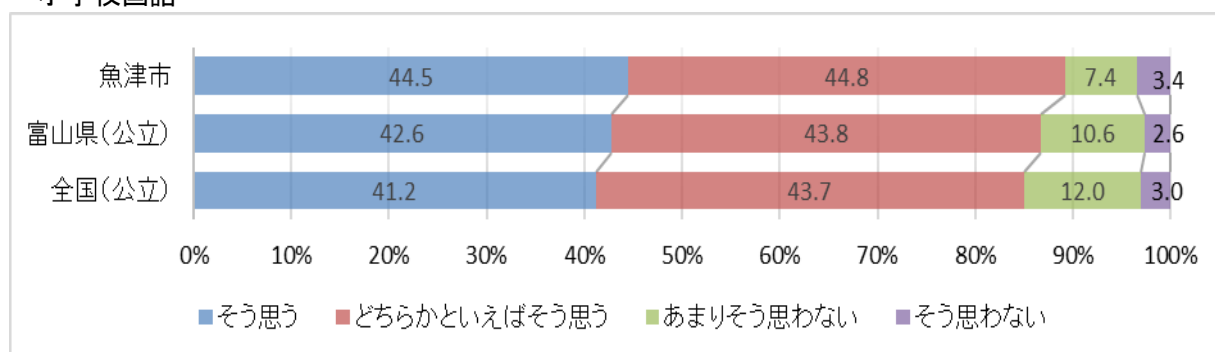


R1 全国学力・学習状況調査 (対象学年：小学6年生・中学3年生)

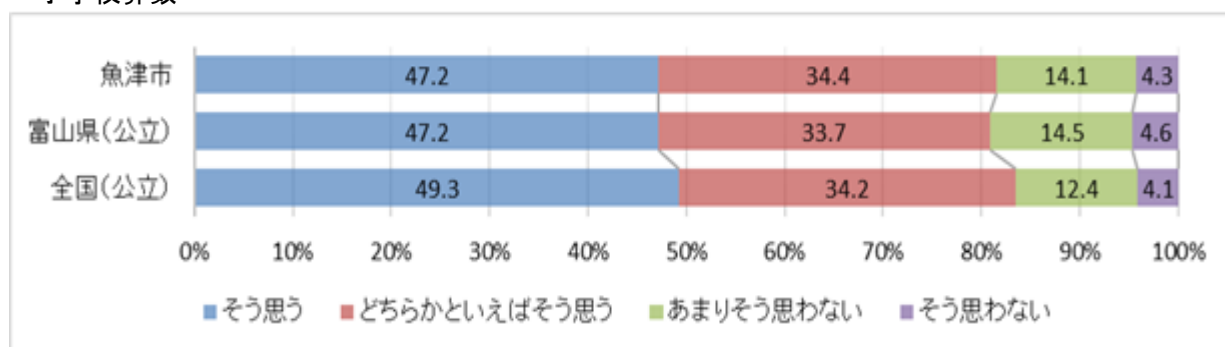
※以降、全国学力・学習状況調査による数値の対象学年は同様です。

(図3) 授業の内容はよくわかりますか。

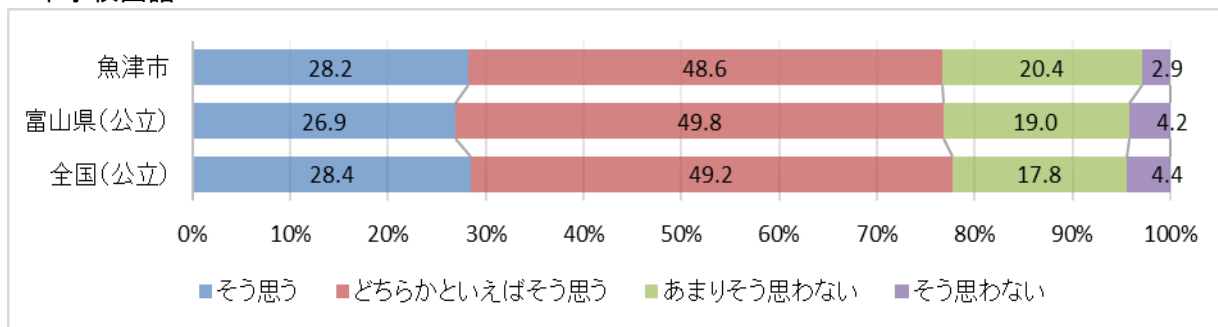
小学校国語



小学校算数

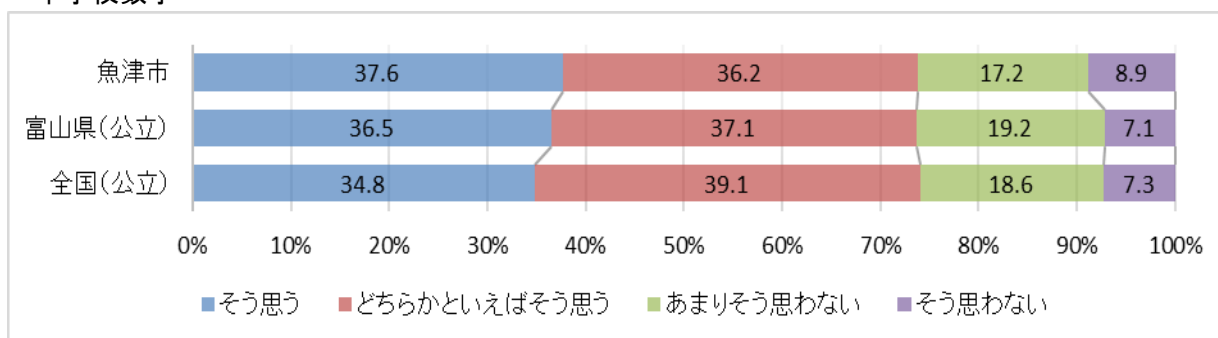


中学校国語



R1 全国学力・学習状況調査

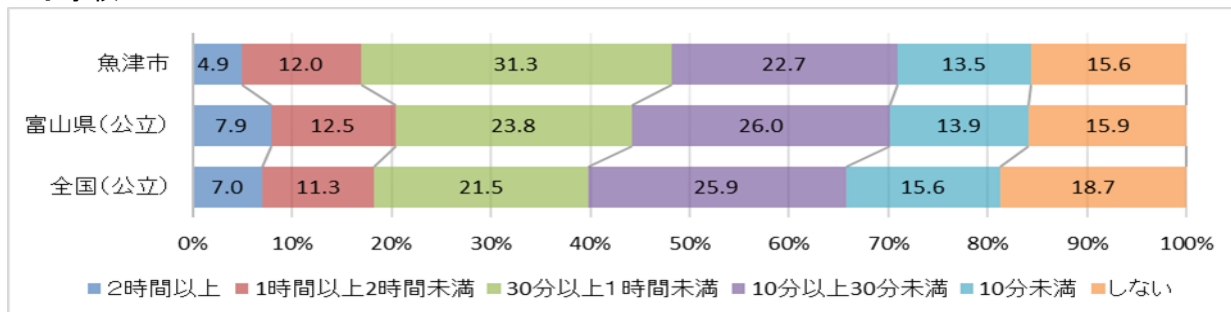
中学校数学



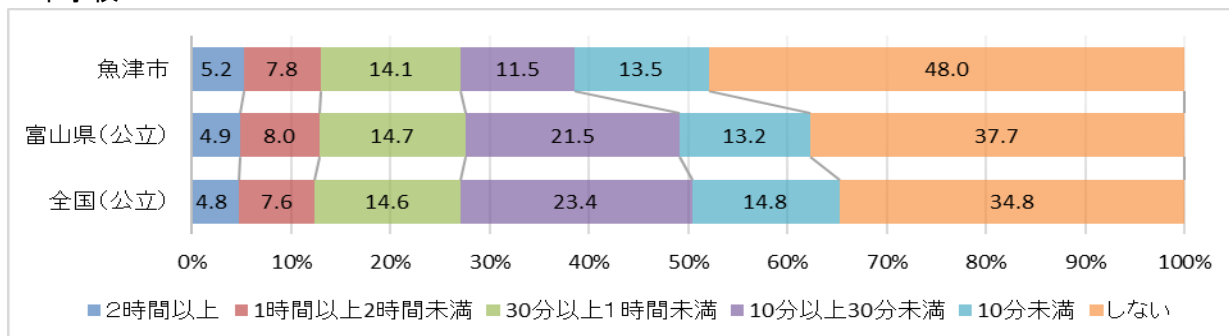
R1 全国学力・学習状況調査

(図4) 平日1日当たりどれくらいの時間、読書しますか。

小学校



中学校



R1 全国学力・学習状況調査

③ 心の教育

【現状】

- 令和元年度全国学力・学習状況調査の結果によると、「学校が楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えた児童生徒は、小学生は 90.8%、中学生は 85.6%であり、ともに全国や県平均を上回っています（図5）。
- 令和元年度のいじめの認知件数⁵は、小学校で 40 件、中学校で 14 件です。過去5年のいじめ認知率は増加傾向にあるといえます（表1）。
- 令和元年度の不登校の児童生徒数は小学校で 19 件、中学校で 46 件です。過去5年の不登校出現率⁶は増加傾向にあるといえます（表2）。

【課題】

- 生命を大切にし人権を尊重するとともに、豊かな心を育てる教育活動の充実が必要です。
- いじめや不登校等への対応は、大きな問題となる前から、スクールカウンセラー⁷やスクールソーシャルワーカー⁸の支援を受け、関係機関等とのネットワークの活用や環境への働きかけを行いながら解決を図ることが必要です。



いのちの授業



赤ちゃんふれあい

⁵ 学校においていじめと認知した件数のこと。平成18年度から、いじめの件数の呼称を「発生件数」から「認知件数」に改められた。いじめという行為は、大人（第三者）の目には見えにくく、完全に発見することは不可能とした上で、教職員が認知できた件数は、あくまでも真の発生件数の一部にすぎないとの考えによる。文部科学省はいじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義している。

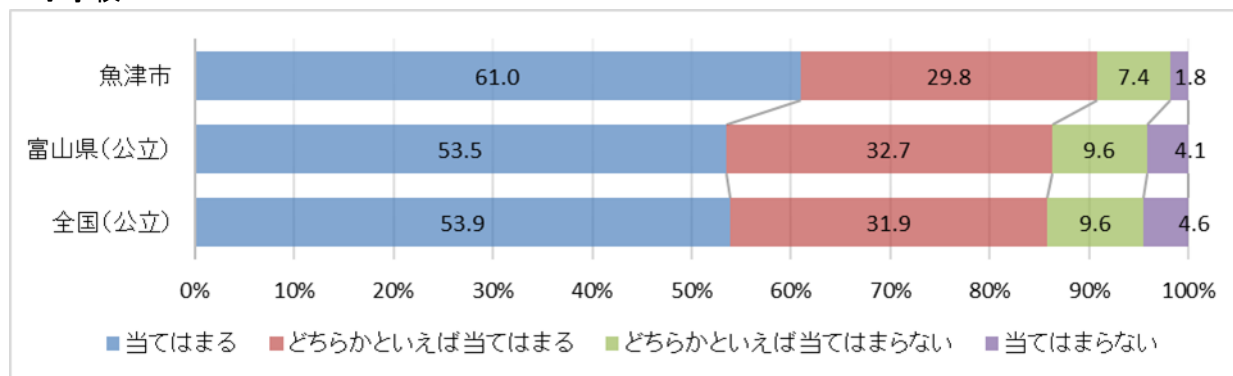
⁶ 不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、欠席理由が「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。」と定義されている。不登校出現率とは、不登校として捉えられた児童生徒数の割合を示す。

⁷ スクールカウンセラーとは、カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論や技術によって、児童生徒の悩みや不安など、心の問題の解決を図る専門家。

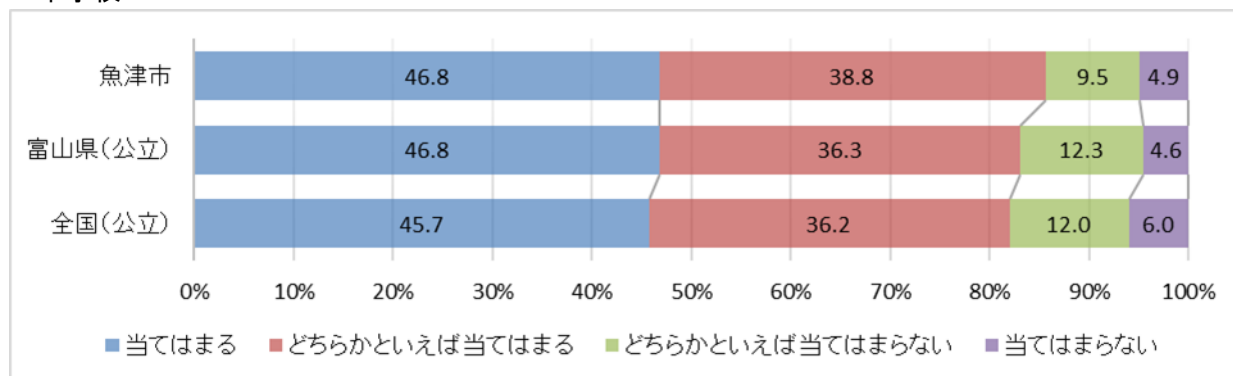
⁸ スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家。

(図5) 学校に行くのは楽しいと思いますか。
※回答項目は、アンケート実施時の項目となっています。以降のアンケート結果の回答項目についても同様です。

小学校



中学校



R1 全国学力・学習状況調査

(表1) いじめの認知件数 ※パーセンテージは、いじめ認知率を表す。

区分	小学校					中学校				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
魚津市	40件	21件	7件	18件	40件	10件	13件	15件	8件	14件
	1.91%	1.03%	0.36%	0.97%	1.98%	0.76%	1.16%	1.36%	0.74%	1.35%
富山県	0.93%	0.91%	0.89%	1.56%	2.10%	1.42%	1.36%	1.31%	1.63%	1.93%
全 国	2.32%	3.65%	4.91%	6.60%	7.58%	1.71%	2.08%	2.40%	2.98%	3.28%

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

(表2) 不登校の児童生徒数 ※パーセンテージは、不登校出現率を表す。

区分	小学校					中学校				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
魚津市	3件	11件	18件	20件	19件	31件	40件	20件	37件	46件
	0.14%	0.54%	0.93%	1.08%	1.05%	2.65%	3.56%	1.81%	3.41%	4.43%
富山県	0.38%	0.37%	0.54%	0.66%	0.85%	2.01%	2.08%	2.23%	2.87%	3.11%
全 国	0.43%	0.47%	0.54%	0.70%	0.83%	2.83%	3.01%	3.25%	3.65%	3.94%

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

④ 生活習慣

【現状】

- 令和元年度全国学力・学習状況調査の結果より、「朝食を毎日食べている」と答えた児童生徒は小中ともに 85%前後います。また、「どちらかといえば食べている」と答えた児童生徒を合わせると約95%となり、全国平均を上回っています（図6）。
- スマートフォン（スマホ）、タブレット端末等を所有しており、かつ、家庭のネット環境が整備されている児童生徒は、小学生で 79.1%、中学生で 90.1%となっています（表3）。
- 近年、食生活が豊かになった一方で、不規則な食事や偏食などによる生活習慣病の増加など食をめぐる様々な問題が生じています。こうした中、「食育」の必要性が重視されるようになり、本市においては、平成 30 年度に「第2期魚津市食育推進計画」を策定し、市の豊かな地域資源を生かしながら、家庭、学校、地域が一体となった食育を推進しています。

【課題】

- 学校と家庭の協力・連携を図り、今後も「早寝・早起き・朝ごはん⁹」など、基本的生活習慣の定着が必要です。
- 情報化社会が加速する中、児童生徒が、情報モラルや情報に対する責任について考え、情報社会の創造に参画できるよう育てる必要があります。
- 児童生徒の健やかな成長を支えるために望ましい食習慣の定着が必要です。



食育「紅ズワイガニを食べよう」

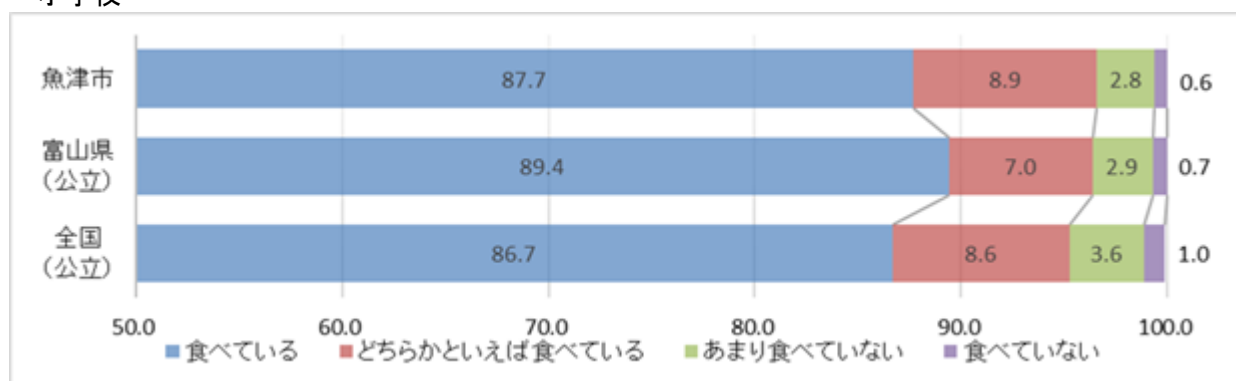


講演会「スマホに潜む危険性」

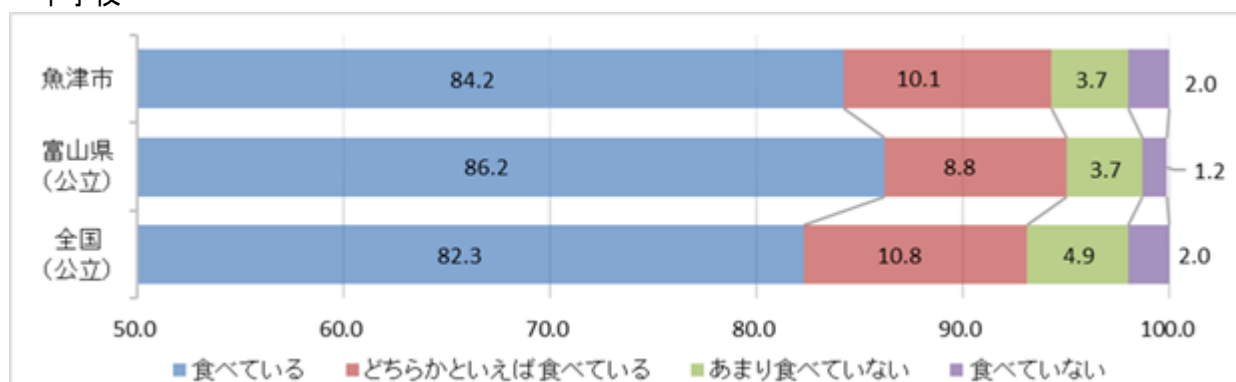
⁹ 子どもたちに基本的な生活習慣を確立させ、生活リズムの向上を図ることを目的とした取組み。「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとした、規則正しい生活習慣を促す。近年、子供たちの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されている。

(図6) 朝食を毎日食べていますか

小学校



中学校



R1 全国学力・学習状況調査

(表3) 家庭でのスマートフォン(スマホ)、タブレット端末等の所有状況、
家庭のネット環境の整備状況

	スマホ等 ネット環境	○ ○	スマホ等 ネット環境	○ ×	スマホ等 ネット環境	×	○	スマホ等 ネット環境	×	×
小学生	79.1%	2.4%	14.8%	3.7%						
中学生	90.1%	1.6%	6.7%	1.6%						

R2 市内小中学校調査

⑤ 特別支援教育

【現状】

- 市内の7小中学校において、令和2年度の特別支援学級¹⁰の開設は17学級で、在籍する児童生徒数は70名と年々増えています（表4）。
- 通常学級における特別な支援が必要な児童生徒数の割合は8.2%と高い割合となっています。そのため、通級指導教室¹¹による児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うとともに、特別支援スタディメイト¹²の配置を行っています（表5）。
- 特別な支援を必要とする未就学児等の就学に際して、関係機関が情報を共有することによって、一人一人に適切な指導や支援が行うことができるよう、特別支援教育コーディネーター¹³を配置しています。このことで、幼・保・小・中とが連携する切れ目のない支援を行う体制づくりを進めています。

¹⁰ 障がいがあるため、通常の学級では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われる。

¹¹ 障がいの状態に応じ、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的に、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に行い、特別の教育課程により行うことができる教室。

¹² 障がいのある幼児児童生徒の学校教育活動上の日常生活動作の介助をする者のこと。具体的には、移動動作、衣服着脱動作、食事動作、用便動作、階段昇降動作、バス添乗などの介助業務を行なう者や、障がいのある幼児児童生徒の学習活動（教室の内外を問わない）の支援などを行なう者を「特別支援教育支援員」という広い概念で整理している。自治体によっては、学習支援員、特別支援教育サポーター、個別指導支援スタッフ、スクール・サポート・スタッフ、教員補助員などの名称で呼ばれており、本市では、特別支援教育支援員のことを「特別支援スタディメイト」と呼んでいる。

¹³ 小中学校等において関係機関との連携協力の体制整備を図るために、学校、関係機関及び保護者等との連絡調整の役割を担う者。

【課題】

- 児童生徒一人一人の実態に応じた、きめ細かな指導と支援が必要です。
- 学校全体での支援や地域・保護者への特別支援教育¹⁴に対する理解と啓発が必要です。
- 特別な支援を要する児童生徒への支援の在り方について、関係機関が情報を共有し連携できる体制づくりを整備することが必要です。

(表 4) 魚津市の特別支援学級設置状況

※ () 内の数は児童生徒数

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
特 別 支 援学級数	12 (40)	5 (23)	17 (63)	11 (39)	6 (27)	17 (66)	12 (46)	5 (24)	17 (70)
通 級 指 導教室数	7 (80)	2 (29)	9 (109)	7 (97)	2 (26)	9 (123)	6 (108)	2 (23)	8 (131)

特別支援学級、通級指導教室実態調査

(表 5) 通常学級における特別な支援が必要な児童生徒数と特別支援スタディメイト数

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
特別な支援を要する児童生徒数	181	50	231	198	51	249	178	50	228
特別支援スタディメイト数	13	3	16	13	3	16	14	3	17
特別な支援を要する児童生徒の割合	9.8%	4.6%	7.9%	10.9%	4.9%	8.7%	10.0%	5.0%	8.2%

特別支援学級、通級指導教室実態調査

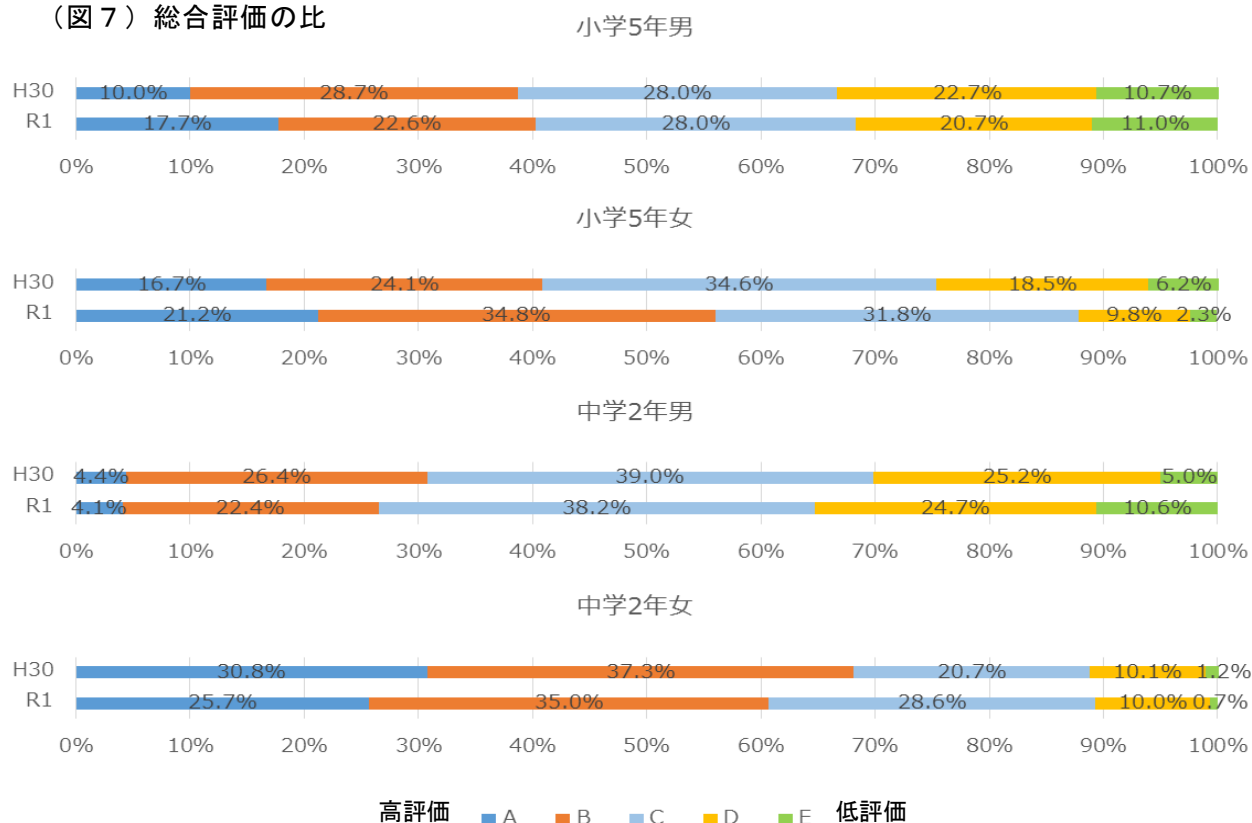
¹⁴ 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行なう教育。視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。）などの障がいだけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症を含む。

⑥ 体力・運動能力

【現状】

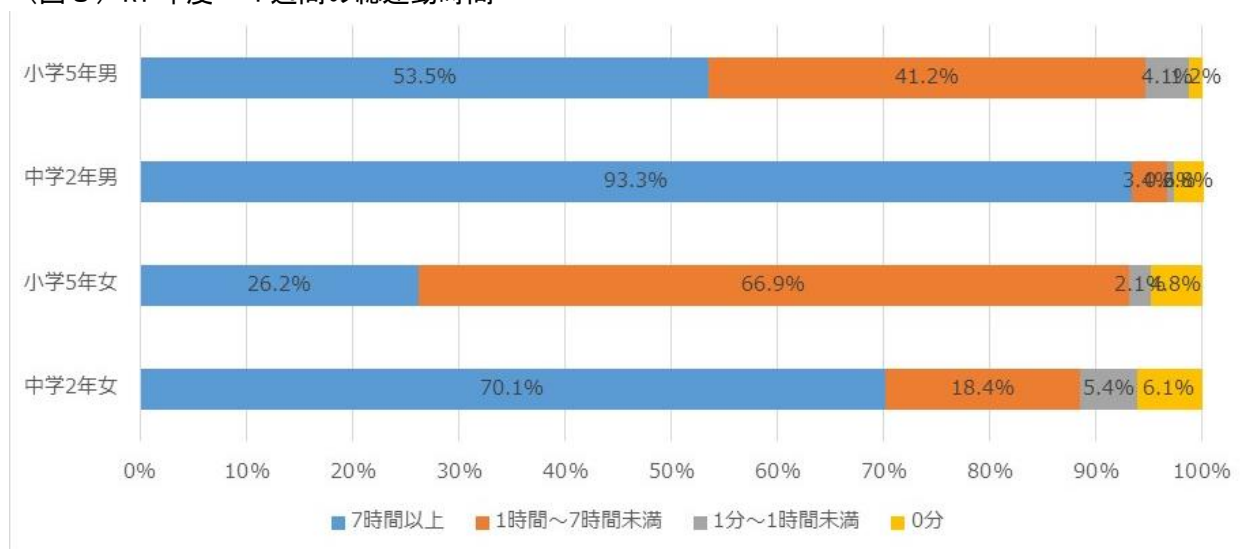
- 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、「運動が好き」もしくは「やや好き」と答えた児童生徒の割合は、小学5年男子で88.3%、女子で91.6%、中学2年男子で88.9%、女子で83.0%となっています。また、ほぼ同じ割合の児童生徒が「体育（保健体育）の授業は楽しい」もしくは「やや楽しい」と答えており、体を動かすことに肯定的な児童生徒が多くみられ、全国平均と比較すると、男子では小中学生とも全国平均より低く、女子では小中学生とも全国平均より高くなっています。
- 調査における体力テストの合計得点の平均点に注目すると、小学生男女では、全国平均及び県平均を上回っているが、中学生男女では全国平均及び県平均を下回っています。また、本市の平成30年度調査と令和元年度調査の総合評価を比較すると、平均を上回るA・B評価の割合において、小学生男女では前年度より増加しているが、中学生男女では減少しています（図7）。
- 1週間の総運動時間（学校での体育の授業時間を除く）に注目すると、1週間の総運動時間が0分の児童生徒の割合は、小中学生男子が1.2%～2.8%に対して、小中学生女子が4.8%～6.1%と、女子の割合が高くなっています（図8）。

（図7）総合評価の比



R1年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

(図8) R1 年度 1 週間の総運動時間



R1 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

※全国体力・運動能力、運動習慣等調査

- ・スポーツ庁が全国の小学校5年生・中学校2年生を対象に行っている調査。
- ・8種目の体力テストを実施し、それぞれの記録を項目別得点表により採点。
- ・各項目の得点を合計し総合評価として、A～Eの5段階で評価。

【課題】

- 体を動かすことに肯定的な児童生徒が多くみられる反面、運動時間が極端に少ない児童生徒もみられるため、学校教育の様々な場面において、運動の機会を充実させる必要があります。それぞれの児童生徒に応じて、自ら進んで運動やスポーツの実施や体力の向上に努められるように、学校、行政、家庭、地域、関係機関が連携した取り組みが必要です。
- 中学生の体力の向上が課題となっています。これを改善するため、保健体育の授業だけではなく、学校全体の課題として取り組んでいく必要があります。



⑦ 家庭と地域

【現状】

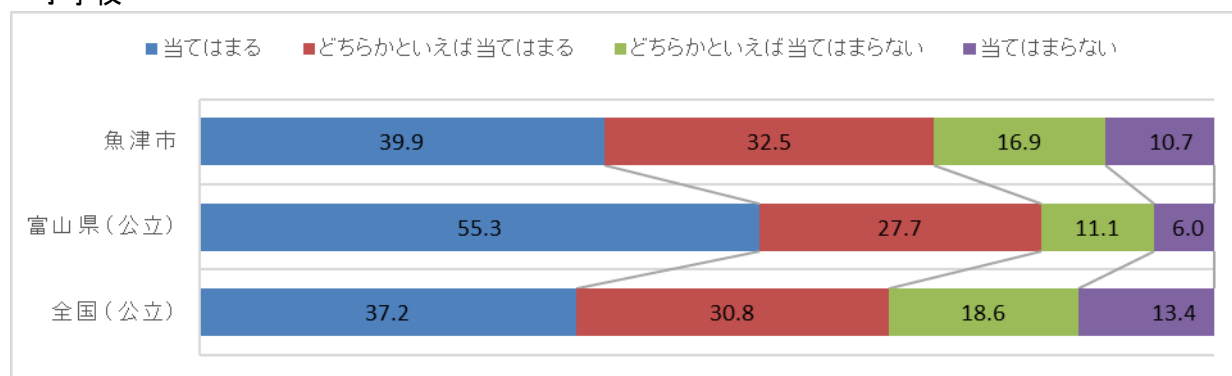
- 令和元年度全国学力・学習状況調査の結果から、「地域の行事に参加している」「どちらかといえば参加している」と答えた小学生は 72.4%となっており県平均では下回っているものの、全国平均は上回っています。また、中学生では 62.4%となっており全国や県平均を上回っています（図9）。
- ライフスタイルや価値観が多様化する中、小学校統合による地域との関わりなど、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。

【課題】

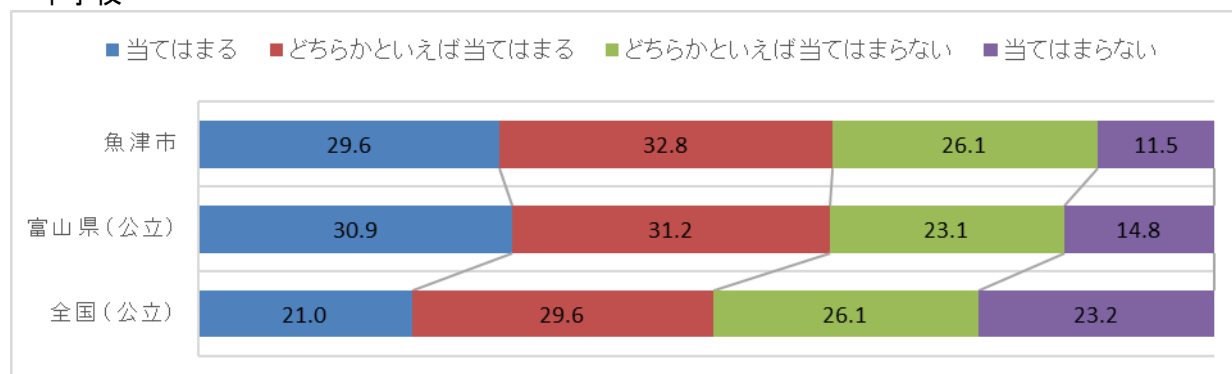
- 今後も学校や家庭、地域が連携・協力して児童生徒を育てるという意識のもと、家庭や地域の教育力を生かすとともに、保護者や地域の方が教育に積極的に参画できる取組が必要です。
- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や社会的なマナーなどを身に付けることができるように、家庭・地域・学校が連携していく必要があります。また、家族構成や地域とのつながりに変化がある中、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があります。

（図9） 地域の行事に参加していますか。

小学校



中学校



(2) 学校教育環境の整備

① 学校施設整備

【現状】

- 平成22年度より市内の小中学校の耐震化¹⁵を進め、平成30年7月には、耐震化率が100%となりました。また、令和元年6月には、市内小中学校のすべての普通教室に冷房設備を設置しました。
- 令和2年度の国の緊急経済対策におけるGIGAスクール構想（ICT環境整備事業）の加速化により、小・中学校すべての学年においてICT環境（タブレット）が整備されます。また、すべての普通教室に電子黒板を整備し、デジタル教科書やタブレット端末とセットで効果的に活用できる学習環境を整備しています。

【課題】

- 施設の老朽化対策に加え、教育内容・教育方法の進展、世帯の生活様式の多様化に合わせて、高機能かつ多様な学習環境を整えていくことが必要となっており、環境への配慮、防犯対策、バリアフリー化など様々な課題に着実に対応していく必要があります。
- ICT機器の活用については、ICT支援員の拡充やプログラミング教育に向けた教職員研修等の実施が必要不可欠です。

また、数年後には、今回導入した機器の更新が見込まれます。各自治体任せでは更新機器の調達ができない可能性があり、国への継続的な財政支援を求めていく必要があります。

¹⁵ 強い地震で倒壊、損壊しないように建造物を補強すること。昭和56年の建築基準法の改正で、住宅やビルは震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないように基準が引き上げられた。

耐震改修促進法等では耐震指標の判定基準をIs値0.6以上としているが、文部科学省では、地震時の児童生徒の安全性、被災直後の避難場所としての機能性を考慮し、補強後のIs値がおおむね0.7を超えることとしている。

② 学校規模適正化

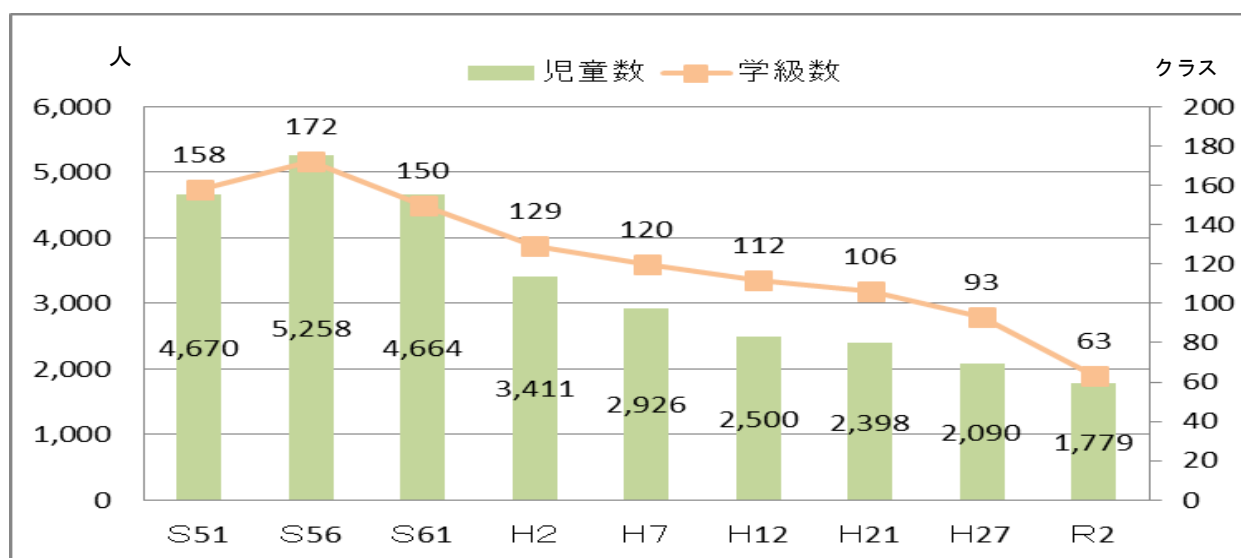
【現状】

- 急激な少子化に伴い、市内の児童数は大きく減少しています（図１０）。文部科学省が定める適正な学校規模は、小中学校ともに１校あたり１２～１８学級としています。

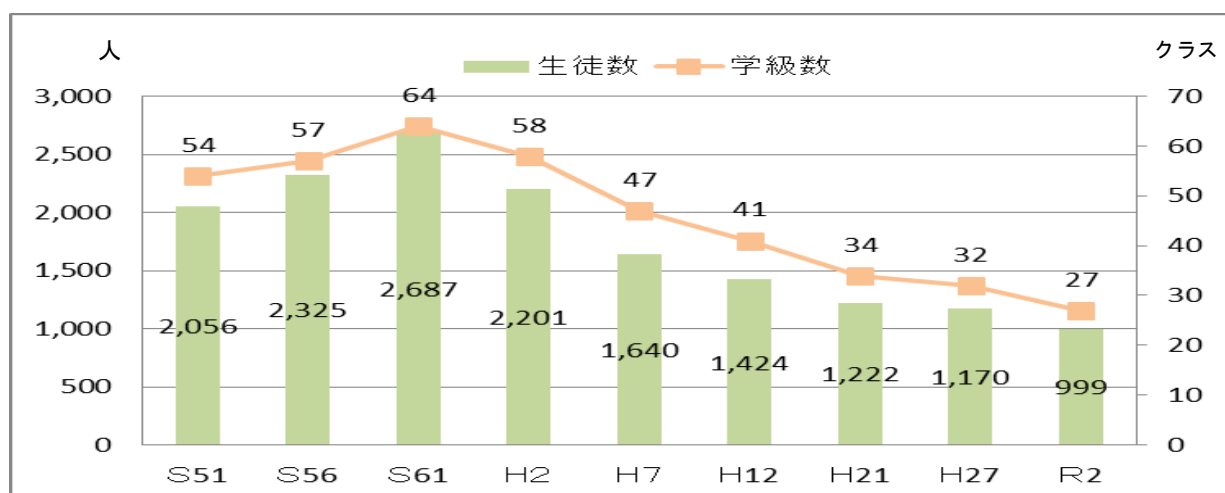
こうしたことから、魚津市教育委員会では、小学校の規模適正化を喫緊の課題ととらえ、平成２６年３月に、市内１２ある小学校を４つに統合する「魚津市学校規模適正化推進計画」を策定し統合を進め、清流小学校、よつば小学校、星の杜小学校、道下小学校、経田小学校の５校となりました。

中学校も、同様に生徒数・学級数ともに大きく減少しますが、ピーク時は過大規模校であったことから、生徒数の減少により適正規模になるといえます（図１１）。

（図１０） 小学校の児童数及び学級数の推移（※Ｒ２．５．１現在）



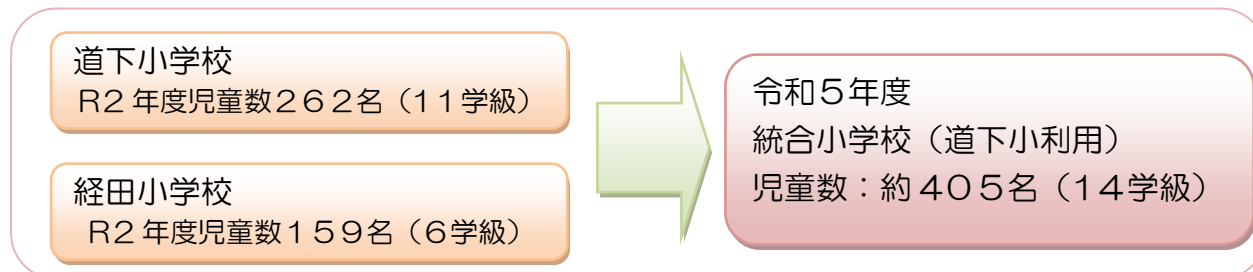
（図１１） 中学校の生徒数及び学級数の推移（※Ｒ２．５．１現在）



【課題】

- 道下小学校と経田小学校の統合は、児童数の推移を注視しながらの検討が必要です。
- 少子化の進行により、学校規模の適正化も注視する必要があります。

学校規模適正化推進計画における小学校統合の枠組みと目標年度（※R2.5.1現在）



統合校



2 生涯学習・文化・スポーツの現状と課題

(1) 生涯学習

① 生涯学習

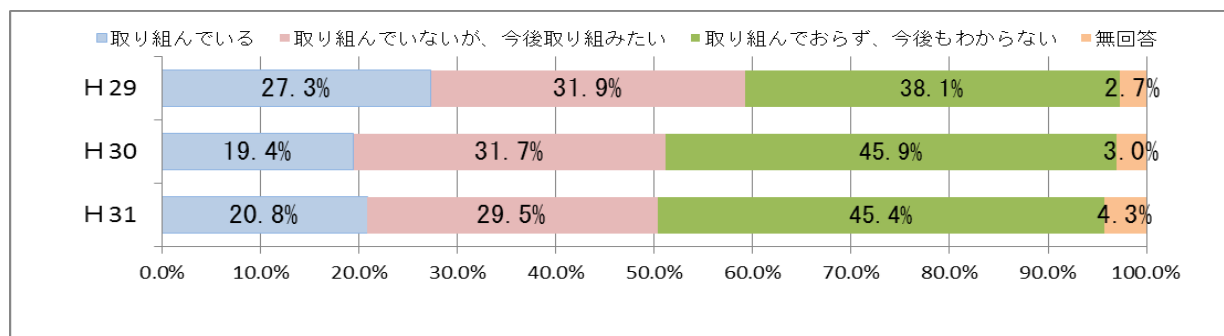
【現状】

- 市内では、各地区公民館や新川学びの森天神山交流館、新川文化ホール、県民カレッジ¹⁶、その他民間事業者などによる多様な学習の機会が提供されています。新川学びの森天神山交流館においては、市の生涯学習の拠点施設と位置付け、生涯学習教室等の各種講座や体験学習会等を開設しています。市主催の生涯学習教室を修了した生徒のなかには、学んだ知識をさらに深め、学び続けるために、自主的なサークル（友の会）を組織しています。サークルによっては高齢化が進んでいるところもありますが、現在も30近い団体が活動を続けています。
- まちづくり市民意識調査による、自ら生涯学習に「取り組んでいる」と答えた市民の割合は、令和2年度に25%とした目標を平成29年度には達成することが出来ましたが、平成30年度以降は20%前後で推移しています。「取り組んでいないが、今後取り組みたい」と答えた市民の割合を見ると、概ね30%前後で推移しており、「取り組んでおらず、今後もわからない」と答えた市民の割合は40%を超えてきています（図12）。
- 13地区の公民館では、各地域の生涯学習の拠点として、自主的な学習が定期的、継続的に行われています。地域住民のニーズに応えるよう異世代交流事業や高齢者学級の開催など多種多様な学習機会の提供と社会教育活動の推進に努めています。また、平成31年4月に「魚津市地域学校協働本部」¹⁷を設置し地域と学校との連携体制を整えました。

¹⁶ 富山県民生涯学習カレッジ（愛称：県民カレッジ）は、富山県の生涯学習推進の中核的機関として、県内4地区の広域学習サービス圏の拠点を中心に、広域的で先導的な生涯学習事業を実施している。なお、新川地区では、新川みどり野高校に県民カレッジ新川地区センターとして併設されている。

¹⁷ 地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進するためのネットワーク。

(図 1 2) 自ら生涯学習に取り組んでいる市民の割合



H29～31 まちづくり市民意識調査

【課題】

- 人々のライフスタイルや価値観の多様化など、社会環境の変化に伴い、学びたいと望む市民のニーズを捉えることが難しいなか、今後求められる生涯学習の在り方を考える必要があります。
- 学びたいと望む人（学びたい意識を潜在的に持っている人）に対して、そのニーズや適切な学習情報を十分に提供できていないところがあります。
- 高齢化社会を迎え、年齢を問わず学びつづけることができる環境づくりが求められています。
- 教室や講座の将来的な指導者となるような人材育成をどのように進めていくか求められています。
- 新川学びの森天神山交流館が魚津市公共施設再編方針（令和元年度改訂版）¹⁸により令和2年度末で廃止されるため、生涯学習の拠点施設としての役割を担う施設の検討が必要です。
- 学びの場としての公民館から、今後地域の拠点としてのコミュニティセンターへの移行を検討し、誰もが利用しやすく、より一層有効に活用できるような施設を目指していく必要があります。
- 公民館施設については、魚津市公共施設再編方針（令和元年度改訂版）に基づき、老朽化した施設の移転や建替え、施設の機能集約、及び長期的な視野に立っての修繕や改築等についても具体的に検討していく必要があります。

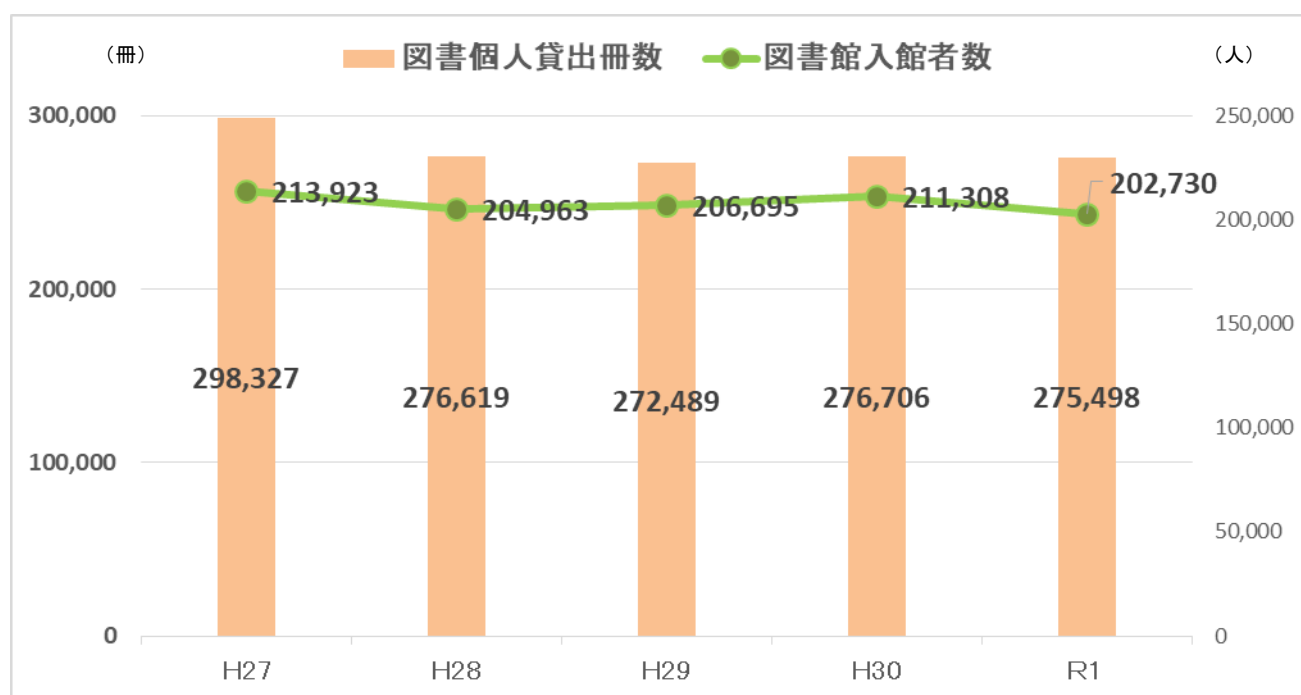
¹⁸ 市内の公共施設の再編に向けた基本的な方向性を示したものの、より良い市民サービスや持続可能な行財政経営の実現に向けて速やかに公共施設の再編を進めていくために平成26年7月に策定、令和2年3月に改訂版が策定された。

② 図書館

【現状】

- 市民の教養を高める場として図書館では、新刊図書や郷土資料など市民の生涯学習に寄与する資料を収集、提供するとともに、レファレンス・サービス（図書館資料等に基づいて行う相談業務）を行っています。利用状況については、平成28年度に個人貸出冊数・入館者数ともに減少しましたが、それ以降は、ほぼ横ばい状態でした（図13）。
- 令和2年2月から、借りた本の記録が残せる読書記録機を導入、記録帳を発行し、読書活動の普及に努めています。

（図13） 図書館の入館者数及び貸出冊数の推移



【課題】

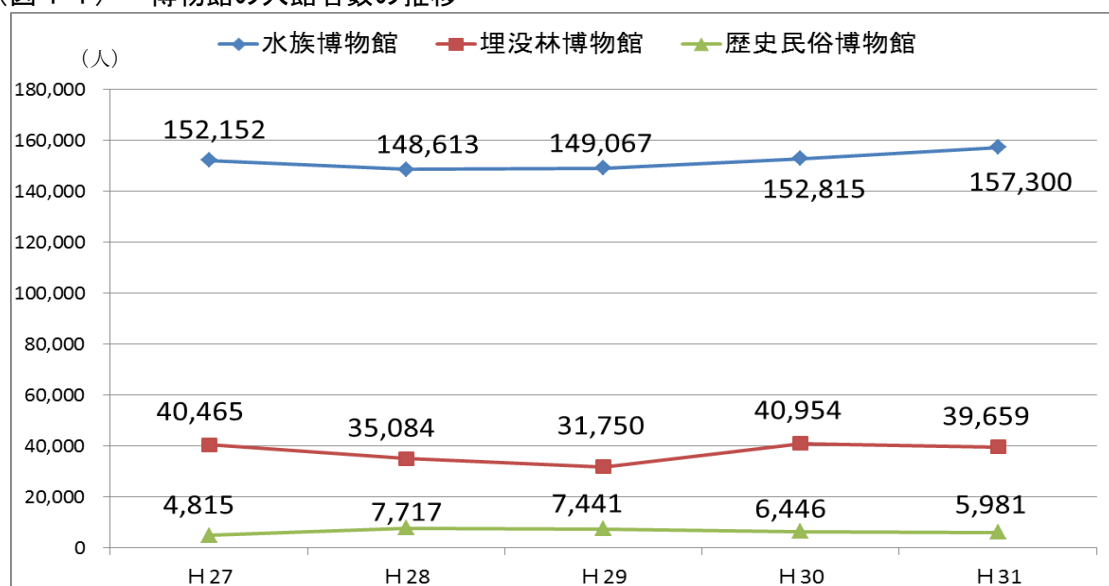
- 子どもから高齢者まで気軽に図書館を利用し学べるように資料や環境整備を進めるとともに、地域づくりの拠点として多面的に活用される図書館となるよう図書館ボランティアや他機関、部署との連携を進め、周知していく必要があります。
- 家庭や地域、学校と連携して、常に子どもたちの身近に本がある環境づくりを進め、幼児期からの読書活動を積極的に推進していくことが大切です。

③ 博物館

【現状】

- 魚津歴史民俗博物館においては、歴史や文化を紹介する企画展の開催等、郷土の歴史や文化財に関する普及啓発活動を実施しており、併せて時代の推移に伴い、代々受け継がれてきた文書や道具等失われつつある資料の収集を行っています。
- 魚津埋没林博物館では、特別天然記念物「魚津埋没林」及び蜃気楼に関連する常設展示とともに、企画展示や博物館教室を開催し、魚津の自然への理解促進に努めています。平成26年度には、博物館としての魅力を更に高め利用者増に向けて、施設と展示のリニューアルを実施しました。また平成30年度には、果物を丸ごと使ったスイーツを提供するカフェを併設しました。
- 魚津水族博物館では、富山県内唯一の水生生物を常設展示する水族館として、富山県や富山湾の生物にこだわった展示を行うとともに、企画展や博物館教室を通して、水生生物の魅力を紹介しています。平成30年度はリュウグウノツカイなどの目撃情報を多くいただき、富山湾では珍しい生物を展示し、令和元年度は県が作製したリュウグウノツカイの剥製が魚津水族館に貸与され常設展示していることなどから、入館者数が増加しました（図14）。

（図14） 博物館の入館者数の推移



【課題】

- 社会教育施設としてだけではなく、市の重要な集客施設としての役割も果たしている博物館ですが、魚津市公共施設再編方針（令和元年度改訂版）に基づき、老朽化した施設の修繕や改築、機能集約など具体的に検討していく必要があります。
- 魅力ある展示や講座、博物館教室の企画と開催を継続していくとともに、市民への学習機会の提供がさらに求められています。
- 各博物館が地域の歴史・民俗、自然、地形、生物（動植物）などの価値を伝えていくため、各館の強みを生かした連携の在り方や地域住民（市民）との協働が求められています。
- 観光施設としての側面と社会教育施設としての機能との両立（折り合い）が難しいところがあります。
- より魅力ある博物館をめざして、企画や展示の充実と体験を重視した普及教育活動を更に行っていく必要があります。
- 地域資源を生かした魚津の魅力を多くの人に知っていただくための情報発信と、リピーターを増やすことが必要です。

（２）芸術・文化

【現状】

- 文化団体の支援、市民文化祭や市美術展の開催等、市民レベルでの芸術文化活動の活性化を図っています。また、音楽のまちづくり推進事業の実施や学びの森音楽祭¹⁹の開催、市内の小・中学生を対象にした舞台芸術の鑑賞会の開催等を通して、音楽や芸術をはじめとする文化の振興に努めています。まちづくり市民意識調査においては「芸術文化に触れる機会が多い」と回答している人は、おおむね 30%前後で推移しています（図15）。
- 指定・登録された文化財や未指定の文化財も含め、その保存・管理、調査・研究、周知・活用に努めています。特に、国の重要無形民俗文化財²⁰「魚津のタテモン行事」では、曳き手不足解消のため、平成10年度から、たてもん曳き手ボランティアを募集し、たてもんの運行に協力しています。平成28年には「魚津のタテモン行事」を含む全国の「山・鉾・屋台行事」33件がユネスコ無形文化遺産に登録されました。平成29年度からは、地元の木材で「たてもん」を作ることを目指し、将来のたてもんの部材となる木々を次世代を担う子どもたちとともに植樹・整備し、市民とともに育てる「たてもんの森」プロジェクトを始動しました。このほか、市指定の無形民俗文化財保存団体の活動を支援しているところです。また、新たな文化財として、平成29年には「富山県立魚津高等学校講堂」が国の有形文化財に登録されました。さらに令和2年、「魚津浦の蟹気楼（御旅屋跡）」「東山円筒分水槽」が同じく国の文化財登録を受けました。

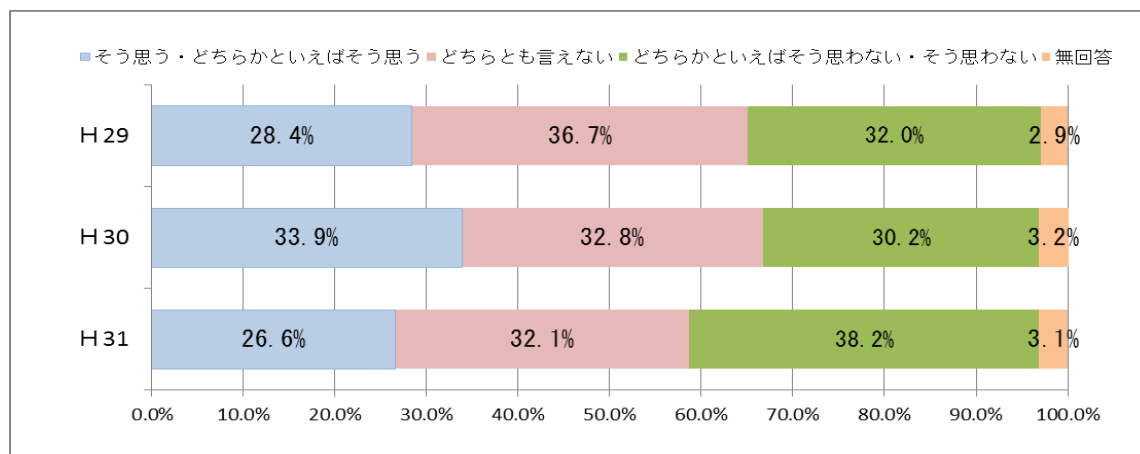
まちづくり市民意識調査では、「郷土の歴史や祭りなどの伝統が継承され、自然に恵まれた文化が豊かであると思う」と回答している人は、50～60%台を推移しています（図16）。

¹⁹ 平成14年5月、新川地区の新しい音楽文化振興の拠点として、より多くの人に愛される施設であることを願い発足した「学びの森音楽祭実行委員会」が主催する音楽祭のこと。夏は音楽セミナー「学びの森音楽祭」、冬は日本を代表する作曲家・池辺晋一郎氏を迎えて、愉快的クラシック講座「学びの森からの早春音楽だより」を開催している。

²⁰ 無形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきたもののこと。本市では、無形民俗文化財として、せり込み蝶六、布施谷節、鹿熊の刀踊りを指定している。

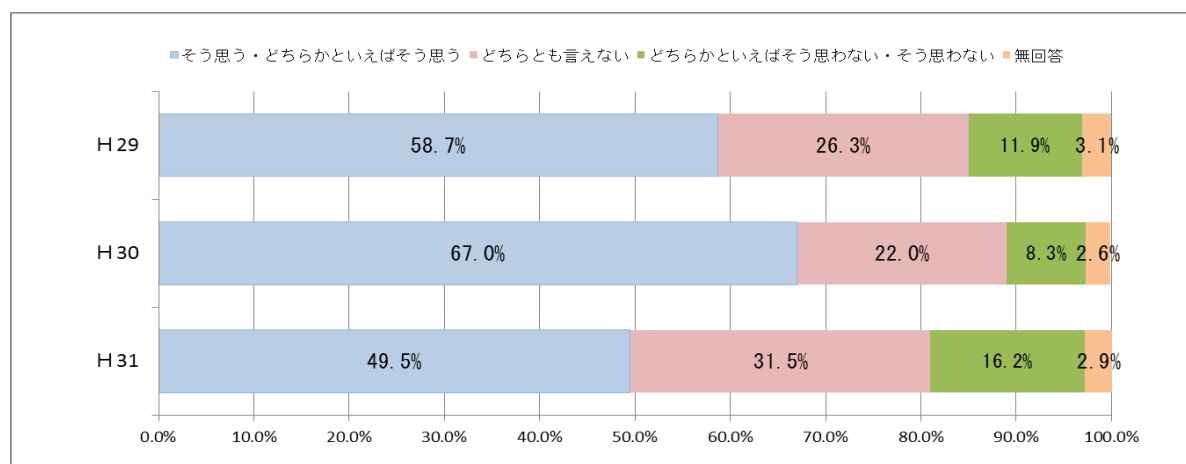
- ふるさと教育の一環として、市内の文化財や博物館での見学、解説資料等の作成・活用を通して、小・中学生に魚津の歴史や文化を紹介しています。

（図 1 5） 魚津市ではコンサートや美術鑑賞など芸術文化に触れる機会が多いと思いますか。



H29～31 まちづくり市民意識調査

（図 1 6） 郷土の歴史や祭りなどの伝統が継承され、自然に育まれた文化が豊かであると思いますか。



H29～31 まちづくり市民意識調査

【課題】

- 芸術・文化活動に携わる市民の固定化、高齢化の傾向があり、既存の事業のほか、新たな活動や若い世代を支援し、芸術・文化に直接触れる機会の充実が求められています。
- 文化財の保存・継承については、地元住民の減少や高齢化により、無形民俗文化財の保存・継承が難しくなってきた状況があり、後継者の育成が急務になっています。

- 国指定や登録をめざす文化財や未指定の文化財の調査や指定等の手続き等が着手できていない案件もあります。
- ユネスコ無形文化遺産に登録された²¹「魚津のタテモン行事」の保存・継承のために「たてもんの森」と連携させた継続的な取組みが期待されます。
- 市内に残された文化財の保存・活用を通して、地域の魅力を知り、ふるさとへの愛着と誇りを育成するふるさと教育の充実が求められています。
- 市内には、指定・未指定を含め、多様な文化財があるが、その状況を把握できていないものもあり、また周知不足の指定文化財も多くあります。
- 指定文化財の維持管理について、所有者や地区だけでは難しい状況になっています。
- 市内に残された、指定・登録・未指定を含めた文化財の保存・活用の方策や今後の中長期的なスケジュール等を記載した計画策定を行っていく必要があります。

²¹ ユネスコの無形文化遺産保護条約により、「芸能や社会的慣習、祭礼行事、伝統工芸技術等の無形の文化で、これら無形の文化を社会や集団が文化遺産として認めるもの」と定義されている。

(3) スポーツ

【現状】

- 本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は49.6%（R1 魚津市民意識調査）で、昨年度調査（45.2%）に比べてわずかではあるが、増加しています。国の53.6%（R1 スポーツ実施状況等に関する世論調査）と比較すると下回っている一方、県の36.2%（R1 県政世論調査）を上回っています（図17）。

週1回以上のスポーツ実施率を年代別で比較すると、60歳代～80歳代で高くなっていますが、20歳代～40歳代の実施率が低くなっています（図18）。

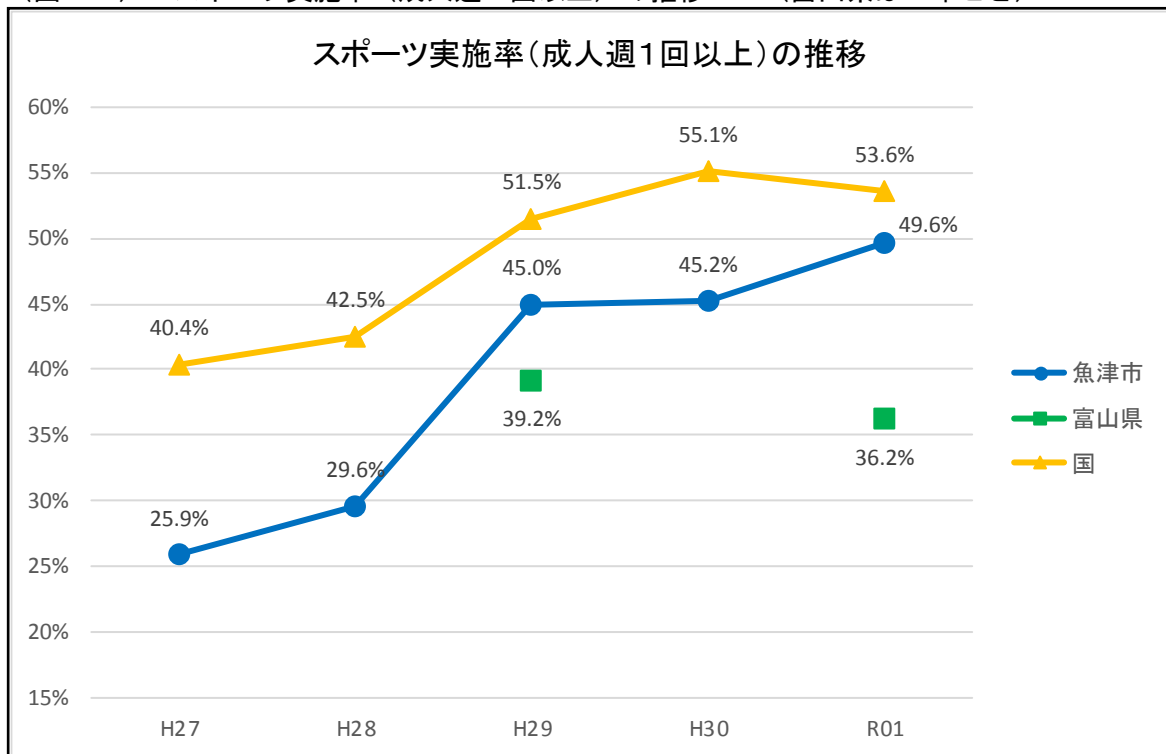
- スポーツの普及活動や競技力の向上については、トップアスリートによるスポーツ教室等を開催しています。平成28年度から毎年プロスポーツチームによる「ラグビークリニック」を継続的に実施しているほか、平成30年度及び令和元年度には、オリンピックによる「陸上教室」や「体操教室」等を実施しています。

さらには、総合型地域スポーツクラブによる育成から強化まで一貫したスポーツ教室を実施しています。

- 運動やスポーツに親しむ機会の創出については、「生涯スポーツサポート事業（UO!SPO）²²」を平成30年度から実施しています。市民の誰もが気軽に運動やスポーツに親しむ環境の提供を目指し、ウォーキングや新体力テスト、ニュースポーツ体験、骨密度測定、健康講座、いきいき百歳体操等をスポーツ施設や公民館で実施するよう押し進めています。

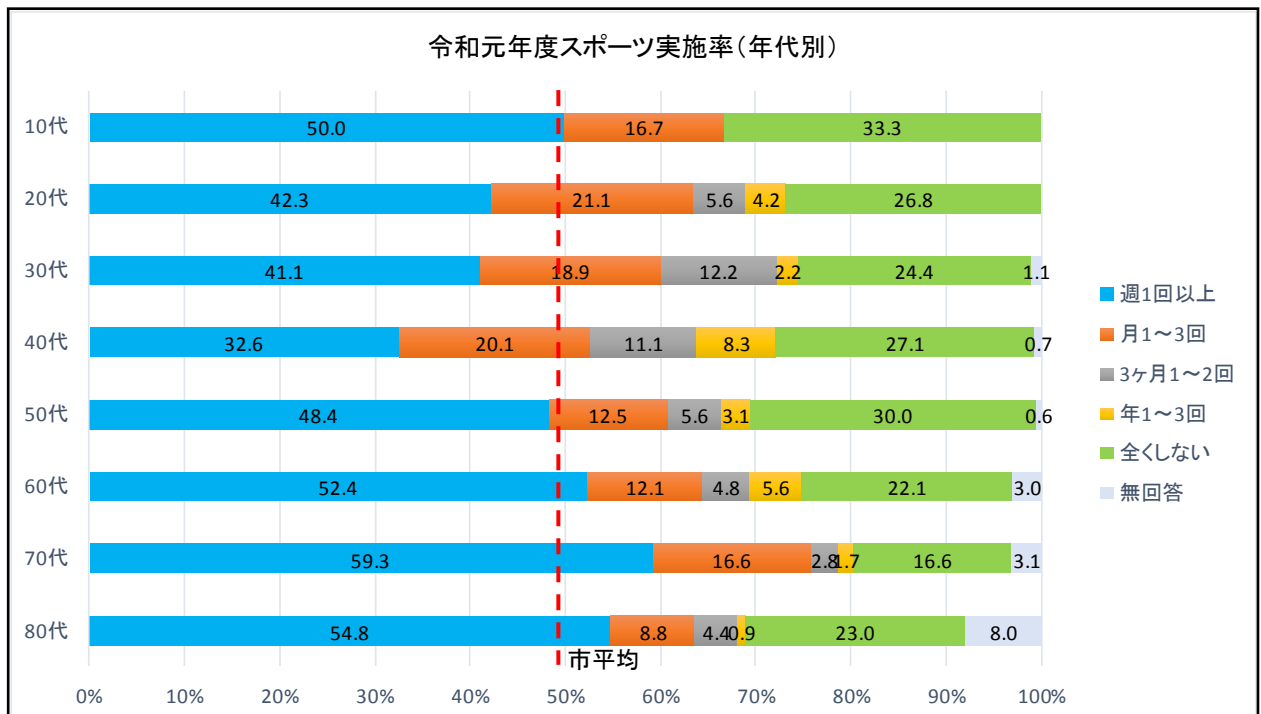
²² 生涯スポーツサポート事業（UO!SPO）は、市教育委員会、地区体育振興会（協会）、市健康センター、市包括支援センター、市スポ推、市内総合型スポーツクラブ等が連携し、健康とスポーツをテーマとしたイベントを開催することを通して、スポーツ実施率の向上と健康寿命の延伸や、スポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ市民の増加を図ることを目的としている。

(図 17) スポーツ実施率(成人週1回以上)の推移 (富山県は5年ごと)



R元年度魚津市民意識調査

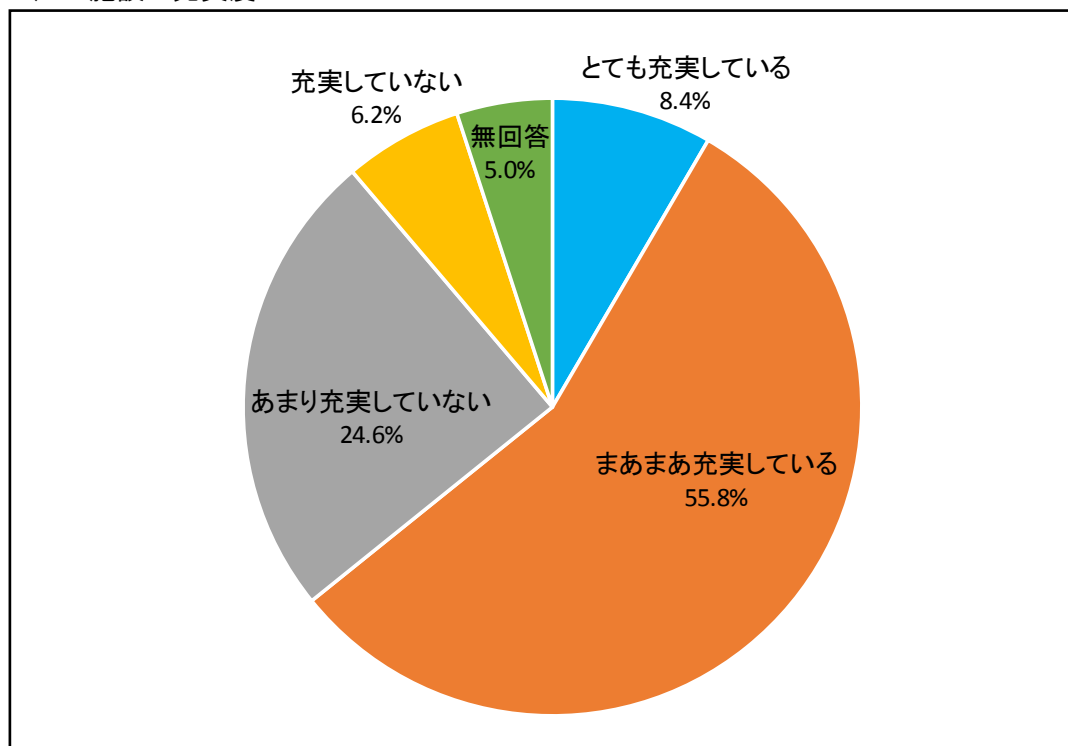
(図 18) スポーツ実施率(年代別)の推移



R元年度魚津市民意識調査

- 本市のスポーツ施設は、魚津市民意識調査（令和２年度調査）では、ありそドーム、総合体育館、桃山運動公園を中心に民間施設を含め、充実しているとの回答が64.2%（とても充実している 8.4%、まあまあ充実している 55.8%）となっていますが、充実していないとの回答も30.8%（あまり充実していない 24.6%、充実していない 6.2%）もあります（図１９）。公共スポーツ施設の中には老朽化した施設もあり、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修・整備を行っていく必要があります。

（図１９） 施設の充実度



R 2 年度魚津市民意識調査

【課題】

- 市民がそれぞれの世代に応じた運動やスポーツを主体的に継続して行えるよう、自由参加のスポーツイベントや教室の開催など、市民の誰もが気軽に運動やスポーツに親しむ環境を整える必要があります。

また、市内の豊かな自然やスポーツ環境の有効活用を検討し、スポーツによる活力あるまちづくりの促進や交流人口の拡大を図る必要があります。計画的で効果的に本市のスポーツ施策を実施するためにも、（仮称）魚津市スポーツコミッションといったスポーツ等に関わる組織や団体を取りまとめる組織のもと、一体的に取り組んでいくことも必要です。

- ジュニア選手を中心とした競技力向上のためには、地域の指導者の発掘、育成に努めるとともに、クラブ組織の育成にも努める必要があります。また、トップアスリートによるスポーツ教室の継続開催も効果的です。
- 市内の公共スポーツ施設の運営は指定管理者との連携により、利用者にとって快適で使いやすい施設となるように努める必要があります。また、魚津市公共施設再編方針（令和元年度改訂版）やスポーツ施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修や改築等を実施していく必要があります。



UO!SP0 in天神



トップアスリートによるスポーツ教室

第4章 魚津市がめざす教育

1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおりとします。

人を思いやり、ともに学び合い、新しい時代を切り拓く人づくり
～ ふるさと魚津から世界に飛躍する人材の育成 ～

超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人口知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が進んでいます。また、教育を取り巻く環境もGIGAスクール構想の加速により大きく変化しています。

子どもたちがこれから生きる社会は、激動の時代が予想されます。こうした中、人生を豊かに生き、自らの力で未来を切り拓く人材を育成するために、他者と協働し、感性や創造性を発揮しつつ、新しい価値を創造する力を育成することが求められています。

本市には四季折々に変化する素晴らしい自然があります。歴史ある地域の伝統、文化があります。世代を超えて思いやりにあふれる人と人とのつながりがあります。こうした「ふるさと魚津」は、基本理念に掲げる人材を育成するための有効な資源（素材）です。本計画を展開するにあたり、魚津が誇る有効な資源（素材）を十分に活用しながら特色ある教育を行うことも大切です。

本計画に掲げる基本理念を実現する教育を行うためには、学校、行政機関のみならず、家庭や地域社会、各種団体等が一体となって取り組むことが必要です。このふるさと魚津から、世界で活躍できる人材の育成に取り組んでいきます。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、次の4つの基本目標を掲げ、具体的な取組みを推進します。

基本目標Ⅰ 社会情勢に応じて生き抜く確かな学力の育成

変化が著しい社会で生きていくためには、一人一人が、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する必要があります。また、ふるさとに愛着を持ち、グローバルに活躍する人材の育成が必要になります。

本市では、こうした社会情勢に応じて生き抜く確かな学力を身につけるよう、児童生徒が意欲的に学習に取り組むための教育活動の充実に取り組めます。

基本目標Ⅱ 豊かな人間性と健やかな体を育み、ふるさとを大切にする教育の実現

命を大切にする。自分を大切にする。親を敬い、人を思いやること。社会性・公共性・協調性を持つこと。人間活動の源となる体力をつけること。これらは、人が社会生活を送るために必要な力です。

本市では、切れ目のない子育て支援を推進するとともに、自己肯定感を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心を育成し、郷土の歴史・文化に対する愛着や誇りを育むふるさと教育を行います。

基本目標Ⅲ

子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実

本市がめざす教育を実現するには、子どもの健やかな成長を支える教育環境が必要です。こうした環境とは、安全・安心な学校施設の整備を行うだけではなく、適正な児童生徒数や学級数が確保された活力ある学校づくりや、子どもたちが家庭環境等に関わらず、均しく教育を受ける機会が確保されていることも含まれます。

本市では、家庭や地域社会、団体やグループなど地域全体で、未来にはばたく子どもたちが、夢を持ち、伸び伸びと育つ教育環境を充実するとともに家庭の教育力のさらなる向上を図ります。

基本目標Ⅳ

学びたいときに学ぶことができる、生涯学習社会の実現

一人一人が生涯にわたって主体的に学び続けること。これは、その人の人生を豊かで充実したものにします。本市には、特色ある歴史や文化、自然など、学べる資源（素材）がたくさんあります。こうした資源を活用し、市民それぞれの目的に応じて、いつでも誰もが学べる生涯学習社会を実現するため、情報提供の充実に努めながら、その機会や場所を積極的に提供していきます。

また、こころのゆとりをもたらす芸術文化・スポーツ活動は、うるおいと活力のあるまちづくりにつながります。幅広い世代が様々な芸術文化・スポーツ活動に親しみ、多くの市民が参加できるよう、その環境整備・充実を行います。

3 施策の体系

基本理念及び基本目標の実現のため、それぞれの基本目標の柱となる具体的な7つの施策を定め、次のとおりの体系とします。

基本理念

人を思いやり、ともに学び合い、新しい時代を切り拓く人づくり
ふるさと魚津から世界に飛躍する人材の育成

基本目標 I	施策 1 確かな学力を育む教育の推進	
	① 幼児教育の充実	
	② 学力向上の取組み	
	③ 特別支援教育の充実	
基本目標 II	施策 2 豊かな心を育む教育の推進	
	① 豊かな心の育成	
	② 家庭・地域との連携	
	施策 3 健やかな体を育む教育の推進	
	① 望ましい生活習慣の育成	
基本目標 III	施策 4 学びを支える教育環境の整備推進	
	① 安全・安心な学校施設の充実	
	② 小学校の規模の適正化と通学安全対策	
	③ 学びのセーフティネットの構築	
基本目標 IV	施策 5 ふれあい豊かな生涯学習の推進	
	① 公民館での教育力の向上	
	② 生涯を通じた学びの推進	
	③ 図書館機能の充実と読書活動の推進	
	④ ふるさとの歴史や自然、文化の保存・継承・活用	
	⑤ 博物館機能の充実	
	施策 6 豊かな心を育む芸術文化活動の推進	
	① 芸術文化活動の推進	
	施策 7 健やかな心と体をつくるスポーツ活動の推進	
	① 生涯スポーツ・レクリエーションの推進	
	② 競技スポーツの推進	
	③ スポーツによる活力のあるまちづくりの推進	

第5章 基本目標達成のための施策と展開

施策 1

確かな学力を育む教育の推進

1 幼児教育の充実

◆ め ざ す 姿 ◆

- 子どもたちは生活や遊びなどを通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力など、人格形成の基礎が培われています。
- 子育てや幼児教育に関する相談・支援が適切に行われています。

◆ 概 要 説 明 ◆

子どもが様々な人やものとの関わりを通した多様な経験は、心身の調和のとれた発達を培うために大変重要です。そのために、子どもにとって望ましい集団活動を実践できる教育・保育環境の整備に取り組みます。

また、特色ある幼児教育の実施や預かり保育の充実、家庭教育支援など、子ども一人一人の成長と保護者ニーズに応じた適切な支援を行うことに取り組みます。



◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 幼児教育・保育の質の向上

子どもたちが幼稚園やこども園で、生活や遊びを通して多くの経験ができる環境を整備し、子ども自らが興味を発展させ取り組む姿勢や、子ども同士が協力して物事に取り組む姿勢など主体的に学ぶことができるよう支援します

2 家庭と連携した支援の充実

家庭は愛情やしつけなどを通して子どもの成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する大切な役割を果たしており、幼稚園やこども園は、家庭と連携し子どもの健やかな成長を支えています。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
幼稚園・認定こども園の数	6園	9園



2 学力向上の取組み

◆ め ざ す 姿 ◆

- 児童生徒は意欲的に学習に取り組み、確かな学力が身に付いています。
- 児童生徒が学習に取り組むための教育支援体制が充実しています。

◆ 概 要 説 明 ◆

児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学ぶ意欲の向上に努めます。

また、一人一人の教員が資質を高め、魅力ある授業を展開できるよう、教育力の向上をめざします。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 学力向上プラン²³の推進

- ① 「魚津っ子の学び向上委員会²⁴」を組織して、全国学力・学習状況調査や各種学力調査の累積した集計結果を総合的に調査・分析し、課題の把握と解明に向けた研究・共通実践を進めます（学力向上講演会、授業改善研修会・公開授業、成果発表会の開催）。
- ② 各種学力調査を実施し、学級や個々の検証・分析を行い、より効果的な指導の研究を進めます。

²³ 各学校による主体的な学力向上の取組みの推進を図り、授業力の向上につなげていく取組み。「確かな学力」の育成のための実践研究を行い、実践研究で得られた成果の普及を図りながら、併せて検証改善している。

²⁴ 本市の学校教育の充実を図るために、児童生徒の「確かな学力を育む教育の推進」と「豊かな心を育む教育の推進」を重点目標とし、その取組みの企画・運営及び研究推進の中心となる組織。

2 学習支援員等による学習サポート環境の整備

- ① 学習の支援が必要な児童生徒に対してきめ細かな指導を行うため学習支援員やALT²⁵の配置を充実します。
- ② 児童生徒が言語を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにするため、学校司書²⁶の配置を充実するとともに、図書管理や図書環境の向上を図り読書活動を推進します。

3 家庭学習の定着と充実

小学校において「自主学習ノート」を活用するなど、学校と家庭が連携しながら児童生徒の学習意欲を高め、家庭学習の習慣化と定着を図ります。



自主学習ノート

4 教員の資質向上

- ① キャリアに応じた研修を充実させ、教員としての高い専門性や指導力等の向上を図ります。
- ② 大学院や専門機関への派遣研修を推進して教員の資質向上を図るとともに、本市教育の振興に努めます。



²⁵ Assistant Language Teacher の略。日本語訳は外国語指導助手。本市では、児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的としてすべての小中学校に配置し英語の授業を補助している。

²⁶ 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。

5 指導者用デジタル教科書やＩＣＴ機器の活用による教育の推進

指導者用デジタル教科書²⁷や電子黒板²⁸、タブレット端末等を活用し、児童生徒の学習意欲の向上や知識及び技能の定着を図ります。また、コンピュータ等を活用した学習活動の充実を図り、プログラミング的思考の育成に努めます。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	Ｒ元年度実績		Ｒ７年度目標	
・学習の達成状況 《小中教研学力調査の県平均（100.0）に対する市平均》 （対象学年）小学校：3～6年生 中学校：全学年	小学校	101.0%	小学校	102.0%
	中学校	93.6%	中学校	100.0%
・授業内容が「よくわかる」「どちらかといえばよくわかる」と答えた児童生徒の割合 R1 全国学力・学習状況調査	小学校	国語 89.3%	小学校	国語 90.0%
		算数 81.6%		算数 85.0%
	中学校	国語 76.8%	中学校	国語 80.0%
		数学 73.8%		数学 80.0%
・家庭学習時間が平日1時間以上の児童生徒の割合 R1 全国学力・学習状況調査	小学校	67.1%	小学校	70.0%
	中学校	63.9%	中学校	70.0%
・読書時間30分以上の児童生徒の割合 R1 全国学力・学習状況調査	小学校	48.2%	小学校	50.0%
	中学校	27.1%	中学校	35.0%

²⁷ 教員が、既存の教科書の内容を編集、移動、追加、削除等して電子黒板等により児童生徒に提示して指導することができるよう電子書籍化したもの。児童生徒向けのデジタル教科書は、「学習者用デジタル教科書」という。

²⁸ パソコン等と接続し、映し出された画像を拡大することや専用ペンを用いて書き込むこと、デジタル教科書の全部や一部を表示させること、音声や動画を再生することなどができる。

3 特別支援教育の充実

◆ め ざ す 姿 ◆

- 学校と家庭、関係機関が連携しながら一人一人の教育的ニーズに応じた教育や支援を行い、自立と社会参加できる人間を育成しています。
- 特別支援教育推進のための人的、物的環境が整備されています。

◆ 概 要 説 明 ◆

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育²⁹の推進に向け、特別な支援を要する幼児や児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学習上又は生活上の困難を克服し、自立と社会参加を進めるため、適切な指導や必要な支援を行います。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 一人一人のニーズに応じた教育内容の充実

幼稚園や小中学校が作成する「個別の指導計画」に基づいて、関係機関と連携しながら、一貫した支援を行います。

2 教育環境の整備

- ① 各学校において特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を行います。また、特別な支援が必要な児童生徒に対してきめ細かな指導を行うため、特別支援スタディメイトの配置を充実していきます。
- ② 令和元年度より、魚津市特別支援教育コーディネーターを配置しており、幼保小中と切れ目のない支援を行えるよう関係機関と連携しています。

²⁹ インクルーシブ教育とは、障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。平成23年7月に成立した障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みをいう。

3 指導・支援の充実

- ① 発達障がいや知的障がい等の児童生徒に対する支援のあり方について理解を深めるために、教職員の研修会の充実を図ります。
- ② 専門的な知識・技能を身に付けるため、特別支援学校との交流や研修を積極的に推進します。

4 教育相談の充実

月1回の「にこにこ相談会³⁰」を継続するなど、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行えるように、就学相談等の充実を図ります。

◇ 特別支援教育研修会 ◇

魚津市教育センターでは、市内の小中学校教員のほか、黒部市、入善町、朝日町の教員も参加する「特別支援教育研修会」を開催しています。

研修会では具体的な事例を想定しながら、グループワーキングなど通して、特別な支援を必要とする児童生徒へのチーム支援について理解を深めるほか、今後の指導に役立てるため、児童生徒の問題行動等への対応について情報交換を行っています。



研修会でのグループ演習の様子

³⁰ 障がいのある子どもとその保護者や関係職員を対象とした相談のほか、特別支援体制に関する情報提供をしている。また、発達障害の相談のみならず、子育てや不適応行動に対する相談、助言なども行なっている。

1 豊かな心の育成

◆ め ざ す 姿 ◆

- 自己肯定感を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支えあう心が育まれています。
- 気持ちの良い挨拶や返事ができ、誰とでも仲良く助け合い、時と場に応じた行動ができます。
- ふるさとの自然や文化、歴史に親しみ、郷土への愛着と誇りをもつ心が育まれています。

◆ 概 要 説 明 ◆

規範意識や公共心を身に付け、生命や人権を尊重する態度や豊かな人間性を育むために、様々な教育活動の充実を図ります。

児童生徒の成就感や自己肯定感を高めるために多様な自己実現の機会を設けます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 道徳教育の充実

学習指導要領に基づいて道徳教育の全体計画を作成し、道徳科や特別活動を中心に教育活動全体を通して道徳教育を推進します。

2 生徒指導の充実

- ① いじめや不登校の未然防止について、日頃から児童生徒の実態を把握するとともに、定期的に調査を行い早期発見・早期対応に努めます。また、魚津市いじめ防止基本方針³¹に基づき、いじめ撲滅に向けての取組みを推進します。

³¹ 本市におけるいじめの防止等の対策を総合的にかつ効果的に推進するため、その基本的な方針を定めたもの。（平成30年10月改訂）

- ② 魚津市教育センター内の適応指導教室「すまいる」³²に、支援員を配置し、様々な問題を抱えている児童生徒の自立支援や保護者等の教育相談を行います。また、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒や保護者の相談に様々な視点から対応します。
- ③ 学級運営の改善や児童生徒が楽しい学校生活を送るため調査を実施し、その効果的な活用について研修会を開催します。
- ④ 魚津市子ども会議³³を開催して、他者を思いやり支え合う心の育成や人権教育の充実を図るとともに、自浄能力のある学校づくりに努めます。
- ⑤ 幼稚園や小中学校における授業公開や合同研修会を行い、連携の強化や教育の一貫性を図ります。

3 いのちの教育の推進

一人一人の自尊感情を高め、自他の命がかけがえのないものであることを実感するため、各学校において助産師等の専門家や「メッセージカード」を活用するなど「いのちの教育」を推進します。

4 交流教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習に計画的、組織的に取り組み、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、互いに理解を深め、共に生きようとする心や態度を育みます。

³² 魚津市教育センター内に設置されており、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む。）を行っている。

³³ 市内小中学校より、本市の次代を担う子どもたちの代表が集まり、学校や家庭、地域などで日ごろ学んだことや体験したことをもとに、意見や提言を発表しあうことを趣旨として行っている会議。年1回開催している。

5 ふるさと教育の推進

- ① 規範意識や社会性を高め自分の生き方を考える機会として、中学校2年生が地域で職場体験を行う、社会に学ぶ「14歳の挑戦」を実施します。
- ② 小学校において、水族・埋没林博物館等と連携した「ふるさと発見バス」による地域見学の実施や歴史副読本「わたしたちの魚津」を刊行するなど、郷土の歴史や文化に対する理解を深めます。

◇ いのちの教育 ◇

児童生徒が助産師や保健師から妊娠や出産、育児について話を聴き学習します。赤ちゃんや赤ちゃんのおかあさんとのふれあい、家庭の良さや育児の大切さを実感することを目的としています。



～中学生の感想から～

・いのちの大切さ、出産や育児の大変さを感じるとともに、今まで育ててくれた家族への感謝の思いを持つことが出来た。



・いのちの大切さについてじっくり考えたり、現在から未来の自分のことを見つめたりすることが出来た。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R 元年度実績		R7年度目標	
・不登校の児童生徒の出現率	小学校	1. 05%	小学校	0. 7%
	中学校	4. 43%	中学校	3. 0%
・学校が「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えた児童生徒の割合	小学校	90. 8%	小学校	95. 0%
	中学校	85. 6%	中学校	90. 0%

◇ 社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業 ◇ ～地域の中で職場体験～

社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業は、県内全ての公立中学校で行われています。

職場体験のほか、福祉・ボランティア活動にも取り組むことで、自分の住む地域ではどのような活動が行われているかなど、地域を知る機会でもあります。



2 家庭・地域との連携

◆ め ざ す 姿 ◆

- 児童生徒が、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な社会性や豊かな人間性を身に付けています。
- 家庭や地域への積極的な情報発信や学校開放等、開かれた学校づくりが行われています。

◆ 概 要 説 明 ◆

学校と家庭、地域が連携し、様々な教育活動を通して地域全体で児童生徒の豊かな心を育みます。

保護者や地域住民の学校行事や授業参観への参加はもちろんのこと、ゲストティーチャーとして指導的な立場での参画についても要請しながら、学校・家庭・地域が連携を密にして信頼される学校づくりに努めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 開かれた学校づくりの推進

- ① 積極的に学校開放を進めるとともに、各種便りや学校ホームページ等による広報活動に取り組みます。
- ② 学校教育に地域の資源や教育力の活用を推進します。
- ③ 地域の伝統的行事や伝承文化の継承等に参加し、特色ある学校づくりを行います。
- ④ 保護者へのアンケート調査や地域住民との懇談会を通して、家庭や地域の意見を広く聴取し、学校運営の改善に生かします。

2 家庭教育の充実

親学び講演会や自主学習ノートの活用などを通して、家庭教育の定着や充実を図ります。

3 地域活動の推進

- ① 地域で行う体験活動を推進します。
- ② 地域行事やボランティア活動など社会体験活動の機会を広げます。
- ③ 通学路の安全確保を第一に、登下校の子ども見守り活動を推進します。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	R元年度実績		R7年度目標	
・地域の行事に参加していると答えた 児童生徒の割合	小学校	72.4%	小学校	80%
	中学校	62.4%	中学校	70%



金山谷の獅子舞



田植え体験活動

1 望ましい生活習慣の育成

◆ め ざ す 姿 ◆

- 「早寝・早起き・朝ごはん」が定着し、望ましい食生活等の生活習慣が身に付いています。
- 自主的に生活の目標や計画を立てて、規則正しい生活を送ることができます。
- マナーやルールを守って、情報機器を活用しています。

◆ 概 要 説 明 ◆

学校と家庭、地域が連携し、子どもたちの望ましい生活習慣の定着に向けた取り組みを進めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 望ましい生活習慣の定着

- ① 市内小中学校の学校保健委員会³⁴による「早寝・早起き・朝ごはん」運動やあいさつ運動等、家庭への規則正しい生活の啓発活動を行います。
- ② インターネットやゲーム機、スマートフォン等の正しい使用法や危険性について理解を深めるため、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。また、使用時のルールを自ら作り、それを守れるよう学校と家庭が連携して取り組みます。
- ③ 個人情報の取扱いやネットワーク上のマナーの指導等について、教員研修の充実を図り、情報モラルに対する指導力の向上に努めます。

³⁴ 学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進するために組織された委員会。さまざまな健康問題に対処するため、家庭、地域等の教育力を充実する観点から、学校と家庭、地域を結んでいる。

2 食育の推進

魚津市食育推進計画に基づいて、栄養教諭による食育の充実や地場産食材を利用したメニューコンテストの実施など、親子のコミュニケーションを図る事業に取り組みます。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R元年度実績		R7年度目標	
・朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学校	87.7%	小学校	95.0%
	中学校	84.2%	中学校	90.0%

◇ 魚津市食育推進計画 ◇

「食育」とは、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされています。

本市では、平成31年3月に「第2期魚津市食育推進計画」を策定し、豊かな地域資源を生かしながら、家庭、学校、地域が一体となり、「食育」を総合的に推進しています。



栄養教諭による食育指導

2 子どもの体力向上

◆ め ざ す 姿 ◆

- 子どもたちが自ら進んで運動やスポーツの実施、体力の向上に取り組んでいます。
- 子どもたちは幼児期から運動に取り組む機会があり、生涯にわたって運動に親しむことができる環境が整っています。

◆ 概 要 説 明 ◆

体力・運動能力調査等の結果分析をもとに授業改善を進め、体力向上を図るとともに、子どもたちが自ら進んで運動やスポーツに取り組み、健全に成長するよう努めます。また、それぞれの児童生徒に応じて、自ら進んで運動やスポーツの実施や体力の向上に努められるように、総合型地域スポーツクラブ³⁵やスポーツ少年団等の関係機関、学校、幼稚園や保育園、行政、家庭、地域等が連携し、市民スポーツ活動の育成・支援に努めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 学校等における体力向上の取組みの推進

- ① 体力・運動能力調査の結果等の分析をもとに各学校で子どもの体力向上の課題と目標を明らかにして、授業の改善、業間活動³⁶や体育的行事等、各校の実態に応じた特色ある体力向上の取組みを推進します。
- ② 体力向上シート「みんなでチャレンジ3015³⁷」を積極的に活用し、目標を持って意欲的に体力づくりができるよう、関係機関と連携を図っていきます。
- ③ 幼児の体力の現状を把握し、遊びながらできる運動プログラムの提供により、幼児期からの体力向上を図ります。

³⁵ 会員会費等を主とした自主財源を基に、自主的に運営する多種目、多世代型のスポーツクラブのこと。本市には、『うおづスポラ』、『天神文化スポーツクラブ』、『スマイル本江スポーツクラブ』がある。

³⁶ 学校活動の中で、休憩時間の一部を使って行われる活動。

³⁷ 富山県が作成する体力向上シートで3015は立山の標高にちなんでいる。運動プログラム「立山編」と、オリパラ教育や豊かなスポーツライフを実現する観点（「みる」「支える」「知る」）に対応した新プログラム「富山湾編」がある。

2 地域や家庭と連携した学校体育・スポーツの推進 及び部活動の活性化

- ① スポーツ少年団をはじめとする地域のスポーツクラブ等の情報発信を積極的に行い、加入の促進に協力しながら、子どもたちのスポーツの機会の充実に努めます。
- ② 総合型地域スポーツクラブ、体育協会、スポーツ推進委員等との連携により、地域のスポーツ人材を体育授業や部活動等へ派遣するなど、地域のスポーツ人材の活用を推進する体制の整備に努めます。
- ③ 子どもたちの体力向上はもとより、子どもたちが元気に活動するための基礎となる望ましい生活習慣や食習慣を身に付けるために、幼稚園や保育園、認定こども園、学校、家庭、地域、関係機関の連携した取組みを推進します。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R元年度実績			R7年度目標
・全国体力・運動能力、 運動習慣等調査の 合計得点		魚津市	富山県	・すべての学年男女で富 山県の得点を上回る
	小5男子	54.23	54.68	
	小5女子	58.14	57.89	
	中2男子	39.92	41.86	
	中2女子	49.23	50.20	

◇ みんなでチャ・チャ・チェ ◇ ～幼児期の体力向上支援事業～

幼児期の体力向上を目的とし、派遣スポーツ主事が指導者となって、市内の幼稚園・保育園・認定こども園・幼稚園にてマットや跳び箱など「みんなでチャ・チャ・チェ」と名付けた運動遊びを行っています。また、親子を対象とした親子活動や指導者育成も行っています。

神経系統が著しく発達する5歳から8歳（プレ・ゴールデンエイジ）の間に、様々な運動経験を積むことで、運動の能力の向上を図るとともに、他者との連携、協調体験を通してコミュニケーション能力の基礎を養い、子どもたちの健やかな成長につなげることをめざしています。

《名前の由来》

チャ：チャンス（Chance） —— 機会
 チャ：チャレンジ（Challenge） —— 挑戦
 チェ：チェンジ（Change） —— 変化



1 安全・安心な学校施設の充実

◆ め ざ す 姿 ◆

- 子どもたちが、安全・安心な学校で快適に学んでいます。
- 災害発生時には、地域住民の応急避難所として、重要な役割を担っています。
- 修繕計画に基づき、学校施設の適切な維持管理が行われています。

◆ 概 要 説 明 ◆

学校施設の老朽化、情報化、多様な学習活動への対応、環境への配慮など、様々な課題に対処し、より効率的に適切な学校施設の維持・管理を図っていきます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 学校施設の非構造部材耐震化の推進

非構造部材の耐震化を進め、安全・安心な学校機能の維持に努めます。

2 防災拠点施設の推進

市内全ての小中学校は、災害発生時の避難所に指定されています。市防災担当課と連携し、学校施設のバリアフリー化や災害備蓄倉庫の設置など、地域の防災拠点施設として整備していきます。

3 学校施設の適正な維持管理

安全・安心な学校施設を維持するためには、適切な維持管理が求められます。各学校の安全計画に基づき、学校の施設及び設備の安全点検を適切に行うとともに、児童生徒の安全の確保を図るため、随時対応し、施設を長期間にわたって使用できるよう努めます。

2 小学校の規模の適正化と通学安全対策

◆ め ざ す 姿 ◆

- 子どもたちが、学校での集団生活を通して、協調や対立、共感や反発などの多様な人間関係を体験し学びながら、社会性や集団性を培い、成長を遂げています。
- 教員がお互いに連携し、指導計画や評価、教材研究等が行われ、円滑に学校運営が行われています。

◆ 概 要 説 明 ◆

小中学校での児童生徒の学習用タブレット端末「1人1台」等を配備するなど学校のICT化を推進するGIGAスクール構想の実現や新型コロナウイルス感染症対策など子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しています。

また、少人数学級の国の動きに加え、全国の自治体の少人数学級の先進的な取り組みなどを研究し、児童数の推移を注視しながら、学校規模の適正化と通学時における児童生徒の安全対策推進に努めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 きめ細やかな教育の充実

学校の実情に応じた効果的な少人数教育を実施するとともに、専科教員³⁸等を活用し、きめ細やかな教育を充実していきます。

また、「1クラス30人学級」の実現性も考慮しながら新しい時代の学びの環境充実について検討していきます。

2 通学区域の弾力的運用

第1期計画期間中も、少子化が進行しており、加えて児童数が減少する地域がある一方、住宅地の造成等により児童数が増加する地域もあります。

このような状況の中、過小規模校の発生が想定されることから、通学区域の更なる弾力化の検討を行います。

³⁸ 教科担任制である中学校への円滑な接続を図るため、小学校において1教科の専門的指導を受け持つ教員。

3 通学の安全対策

小学校の統合に伴い、通学区域の拡大やスクールバスの導入等、子どもたちの通学事情は大きく変化しています。

このことから「魚津市通学路交通安全プログラム」に基づき地域と関係機関の連携を一層推進しながら児童生徒の通学時の安全確保を図っていきます。

また、通学路の施設整備面だけではなく、交通安全教育などのソフト対策やスクールバス運行による通学安全対策を推進していきます。

4 円滑な統合の推進

「魚津市学校規模適正化推進計画」に明記されている道下小学校と経田小学校の統合小学校については、児童数の推移を注視しながら、検討を進めていきます。

統合にあたっては、統合前の事前の交流を実施し、保護者や教員、地域の方々を含めた交流が活性化するように努めていきます。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・小学校の適正規模校の割合	80.0%	80.0%

3 学びのセーフティネットの構築

◆ め ざ す 姿 ◆

- 全ての児童生徒が、家庭の経済状況によらず等しく教育を受けています。
- 保護者がもつ教育に関する悩みについて、必要な助言が行われています。

◆ 概 要 説 明 ◆

家庭の経済状況等により、意欲ある子どもたちの学習機会が損なわれないよう、必要な支援を引き続き実施していきます。また、子どもや保護者が抱える教育に関する問題について、相談しやすい環境を整えるとともに、関係機関等と連携しながら、悩んでいる保護者の情報の共有と支援策の検討・提供を行っていきます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 就学援助と奨学金貸与制度の実施

小中学校においては、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助³⁹などを引き続き実施し、教育を受ける機会を確保していきます。また、高校や大学等への進学のため、奨学資金の貸与も引き続き実施していきます。

2 関係機関等との連携した支援

児童虐待や非行、いじめ、不登校、ひきこもりといった様々な問題に対応するため、関係機関等と情報を共有し対応策の検討を行い、悩みを抱える子どもや保護者に対して適切な助言や支援策を提供します。

3 教育相談に関する開かれた窓口

経済的な理由をはじめ、子育てに関する悩みなど多岐にわたる教育に関する問題について、保護者が相談しやすい開かれた窓口となるよう努めていきます。

³⁹ 学校教育法第 19 条に基づき、市町村が経済的理由によって就学困難と認める児童生徒の保護者に対して就学に必要な諸経費を援助すること。

1 公民館での教育力の向上

◆ め ざ す 姿 ◆

- 子どもたちが地域の中で、人・歴史・文化・自然とふれあい、心豊かで健やかに成長していきます。
- 子どもたちが、地域の伝統行事・地域おこし・社会奉仕などの活動を通じて、多くの人々と交流し、健全な社会性を育んでいます。
- 子どもたちの育成に携わる方々みんなで、子育て支援のネットワークづくりが進められています。
- 地域住民が、公民館の事業や活動を通じて、教養を高めながら、より良い社会人となるよう人材の育成が進められています。

◆ 概 要 説 明 ◆

公民館では、学びを通じて心の豊かさを養うため、子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が集まり、多彩な活動を展開しています。特に、小学生の子どもたちを対象とした放課後子ども教室や土曜教室⁴⁰の一層の充実・拡充に努めています。

また、公民館は学びの場であるだけでなく地域住民の集いの場として機能しています。子どもたちと地域住民が、伝統行事・地域おこしや社会奉仕活動などを通じて、交流できるよう支援していきます。さらには、誰もが利用しやすいコミュニティセンターへの移行も支援していきます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 公民館活動振興事業

身近な学びの場である公民館で異世代交流事業、女性セミナー、高齢者学級などの公民館教室を開設し、住民の集いと学びを通して地域の教育環境の充実につなげ

⁴⁰ 小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な方々の参画を得て、子供たちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験や地域住民との交流等の活動を行うもの。

ていきます。

2 放課後子ども教室等推進事業

児童生徒を対象に、放課後や休日を利用してサークル活動や地域住民との交流活動を推進します。また、子どもたちがより有意義な時間を過ごせるように、地域の人材を活用した活動等を公民館において展開し、地域の教育力の向上を図っていきます。

3 公民館施設の適正な維持管理と施設整備

施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した施設については長期的な視野に立って施設の整備・補修を行っていきます。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・地区公民館活動の利用者総数	18,445人	18,500人
内放課後子ども教室・土曜教室への参加者数	4,934人	5,000人

◇ 異世代交流事業 ◇

「異世代交流事業」とは、核家族化が進展する少子高齢社会において、地域の子どもから高齢者まで、異なる世代が交流しながら、地域の伝統文化等を継承することや地域の絆を深めることを目的とした事業です。

この事業は、市内13地区全ての公民館で行っており、地区の特色を生かした活動を展開しています。



上中島公民館 ～ 田んぼの学校 ～

2 生涯を通じた学びの推進

◆ め ざ す 姿 ◆

- 市民が、生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じた学びを行っています。
- 市内の社会教育施設や民間事業者等で情報共有を図りながら、身近で気軽に学べる環境が充実しています。
- 市内の社会教育施設等で、生涯学習や地域教育力の向上の場として活発に利用されています。

◆ 概 要 説 明 ◆

あらゆる世代の市民が、それぞれの目的や社会の新たな課題に応じて自由に学びの場や機会を選択し、生涯にわたり、いつでも、どこでも自己実現に向けた学習ができるよう、学び続ける環境づくりと地域の教育力の向上に努めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 多様な学習機会の提供

多様化する市民の学習ニーズの把握に努め、様々な世代に対応した魅力的な教室を開催するなど市民に求められる学習機会の提供を促します。

2 生涯学習施設の連携・情報の提供

生涯学習の成果を発表する機会の提供等による学習の意欲向上を図るとともに、多くの市民に関心を持ってもらえるような環境づくりに努めます。また、市内の社会教育関連施設との情報交換や情報共有を行い、連携を取りながら事業を展開します。

3 社会教育団体の育成と支援

地域の人材や資源を生かした取組みを進めるため、教室や講座の指導者育成や、青少年教育、女性教育、成人教育団体等の育成を図るとともに、各団体と連携・協力しながら生涯学習の担い手づくりに努めます。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・市の社会教育施設での各種学級、講座等の開催数	1,068	1,070

3 図書館機能の充実と読書活動の推進

◆ め ざ す 姿 ◆

- 多くの市民が生涯学習の場として図書館を活用しています。
- 家庭や地域、学校が連携し、常に子どもたちの身近に本がある環境が整い、子どもたちの読書活動が積極的に推進されています。

◆ 概 要 説 明 ◆

子どもから高齢者まで市民が教養を高める生涯学習施設として図書館機能を強化するとともに、まちづくりの拠点として図書館ボランティアや各種団体等と協働し、図書館の活用を推進します。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 地域資料の収集と活用

本市に関わりのある資料を積極的に収集・保存し、活用します。

2 図書館ボランティアの育成と協働

図書館ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアと協働して子どもたちへ読書活動の普及啓発を行います。

◇ 図書館ボランティアの活動から ◇



大型絵本の読み聞かせ

～おはなしを楽しむ会～

ボランティアの皆さんが、子どもやその保護者に絵本や紙芝居を読み聞かせし、想像力豊かな人生を送るための手段に導く種まきをしています。

また、地域の小学校等にも出向き、活動しています。

3 レファレンスサービスの充実

市民ニーズに沿った図書館運営と市民生活に資する資料収集を行います。レファレンスサービスを充実し、市民や地域の課題解決を支援します。

4 子どもの読書活動の推進

魚津市子ども読書活動推進計画⁴¹に基づき、子どもたちの身近に本がある環境づくりを進めます。児童生徒の発達段階に沿い主体的学びを深めるため、学校司書と連携し、学校図書館を支援します。

5 連携による図書館サービスの実施

他機関や他部署と連携し、資料展示や情報提供を行います。また、電子書籍の導入など新時代に対応したサービスの充実を図ります。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・図書館の入館者数	202,730人	203,000人
・市民一人あたりの図書 (電子書籍含む) 貸出冊数	6.6冊	7.6冊

◇ レファレンスサービス ◇

レファレンスサービスとは、図書館にある資料を使い、利用者の調べものをサポートするサービスのことです。

レファレンスサービスは、本の貸し出しと同様に、図書館が行う基本的な業務のひとつです。



司書によるレファレンスサービス

⁴¹ 家庭・地域・学校など社会全体で子どもたちが読書に親しむことができる環境づくりを目的として策定した計画。

4 ふるさとの歴史や自然、文化の保存・継承・活用

◆ め ざ す 姿 ◆

- ふるさとの歴史や自然、文化が継承され、市民が郷土の伝統と文化に誇りを持ち、地域に愛着を持って暮らし続けています。
- 貴重な文化財を保存・継承・活用するとともに、新たな指定や登録等をめざして調査や手続きを進めています。

◆ 概 要 説 明 ◆

ふるさとの歴史や自然、文化等を顕彰し、幅広く市民の理解を深める啓発活動を行い、本市の貴重な財産である文化財等について、関係団体と連携しながら、保存・継承・活用に努めていきます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 文化財の保存・継承・活用

地元住民の減少や高齢化などにより、文化財等の滅失や散逸等の防止、管理のあり方が喫緊の課題であり、地域社会が総がかりでその保存と継承に取り組んでいく必要があることから、その管理運営や担い手の育成を支援しながら、文化財等を保存・継承する人材の育成や確保に努めていきます。

2 文化財の指定・登録と啓発

指定や登録等をめざす文化財について、調査・検証を行い、社会全体で保存・継承・活用できるよう、体制の強化を行いながら、計画的に取り組めます。また、体験学習や副読本の作成・活用などを通して、ふるさと教育を積極的に推進し、郷土に誇りと愛着をもった子どもたちを育てます。また、文化財に関する情報発信等により、市民への啓発活動に努めていきます。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R 元年度実績	R7年度目標
・文化財保存活用事業への年間延べ参加者数	1,289 人	1,350 人

※指定文化財保存団体の会員数及び市が実施する文化財保存活用に関わるイベント等の参加者数の合計

◇ 魚津市の文化財 ◇

魚津市には、国指定4件、県指定10件、市指定40件、国登録3件の文化財があります（令和2年度現在）。

これらのなかには、魚津埋没林やたてもん祭り、松倉城跡、洞杉などがあります。

文化財とは、人々の歩んできた歴史のなかではぐくまれ、今日まで守り伝えられてきたもので、貴重な国民の財産ともいえるものです。

文化財には、文化財保護法や県・市町村の条例によって「指定」を受けたものや登録制度によって「登録」されたものがあります。

登録文化財は、指定文化財より保護のための制限がゆるやかであり、上手に活用しながら守っていくことができます。



魚津のタテモン行事（国指定）



洞杉及び岩上植物群落（市指定）



東山円筒分水槽（国登録）

5 博物館機能の充実

◆ め ざ す 姿 ◆

- 常設展示の見直しや特色ある特別展・企画展の開催が行われています。
- 体験や学びを重視した活動が行われています。
- 各博物館が展示・教育普及・調査研究やレファレンス⁴¹機能等を充実させるとともに、各館の魅力向上を図ります。
- Web サイトやSNS、出版を活用した情報発信が積極的に行われ、社会教育施設との連携が進み、多くの人が生涯学習の場として博物館を利用しています。

◆ 概 要 説 明 ◆

魚津歴史民俗博物館、魚津埋没林博物館、魚津水族博物館が連携して、魚津の歴史や文化、地域資源を生かしたより魅力ある博物館をめざして、企画や展示の充実と施設整備を行います。また、アウトリーチ活動⁴²や、調査研究活動を推進するとともに、情報発信や体験を重視した普及啓発活動を進めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 特色ある常設展示の整備及び特別展・企画展の開催

来館者が満足する常設展示の整備や、魅力を感じるテーマの様々な特別展などを継続的に実施します。

⁴¹ レファレンスには、「参照」「参考」の意義があり、調べたいことや探していることに対して、必要な資料や情報を案内するサービスのこと。

⁴² 博物館職員（学芸員など）が小中学校など博物館の外へ出かけて、授業や野外活動を行う活動のこと。地域の歴史や自然などに興味・関心を持ってもらうことにつなげている。

2 地域資源を生かした体験教室

地域の歴史や自然にこだわった博物館の特色を生かして、アウトリーチ活動など、子どもから大人までを対象に体験を重視した普及啓発活動を行い、魚津の魅力に対する気づきと理解促進に努め、ふるさと魚津への愛着心の高揚を図ります。

3 博物館情報の発信

博物館に対する興味・関心を高めてもらうため、広報誌やホームページを充実させるとともに、SNS や報道機関等を通じて積極的に情報発信を行います。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・魚津歴史民俗博物館の入館者数	5,981人	7,000人
・魚津埋没林博物館の入館者数	39,659人	50,000人
・魚津水族博物館の入館者数	157,300人	150,000人

1 芸術文化活動の推進

◆ め ざ す 姿 ◆

- 生活にゆとりと潤いを与える芸術、文化、芸能、音楽活動等により、豊かな心を持った市民が増え、魅力ある地域づくりが行われています。

◆ 概 要 説 明 ◆

市民へこころのゆとりや潤いをもたらすため、多様な芸術・文化、音楽活動などを積極的に支援し、幅広い芸術文化活動の振興を図っていきます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 芸術・文化活動の推進

新川文化ホールや他の公共施設等を活用して、子どもの頃から優れた芸術文化に触れる機会を増やします。

2 文化活動団体等との連携

市内の文化関係団体との連携を図り、市民文化祭や美術展を開催するとともに、新たな活動や若い世代を応援するなど、芸術や文化の振興を図ります。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・新川文化ホール等で開催される企画事業の延べ入場者（参加者）数	29,612 人	30,000 人
・市美術展や市民文化祭の出演者及び出典者の延べ人数	758 人	770 人

1 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

◆ めざす姿 ◆

- 市民の誰もが、それぞれの世代に応じた運動やスポーツを主体的、継続的に楽しんでいます。
- スポーツやレクリエーションを通じて、地域の人々が深い絆で結ばれた一体感や活力ある地域社会が実現されています。

◆ 概要説明 ◆

市民の誰もが、いつでも、身近なところでスポーツやレクリエーションを継続して楽しめるよう、各世代に応じたスポーツに親しむことができる機会を提供するとともに、環境を整備します。

◆ 施策の展開 ◆

1 各世代におけるスポーツ活動の機会の充実

市民がそれぞれの世代に応じた運動を主体的に継続して行えるよう、市民が参加しやすいスポーツイベントや教室の開催、うおづスポーツ・レクリエーション祭⁴³や各種大会などのスポーツ活動の成果を発揮する機会の充実を図ります。

2 関係団体との連携

地域のスポーツ振興に密接に関わりを持つ市内各地区の体育振興組織及び総合型地域スポーツクラブ組織の育成と、それらとの連携により様々な事業を推進していきます。

3 学校体育施設開放の推進

学校体育施設の開放による利用を促進するとともに、学校統合後の旧小学校体育施設を引き続き利用できるよう維持管理に努めます。

⁴³ 家族、地域住民の多世代がお互いに交流を深めながら、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを目指す事業として、平成14年度から行われている。毎年5種目程度のスポーツを地区対抗戦で実施している。

4 施設の整備と利用促進

スポーツやレクレーション施設等については、適切な維持管理と計画的な改修等により長寿命化を図りつつ利用促進に努めます。なお、老朽化した温水プールは、建て替えに向けた準備を進めます。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・スポーツイベントの参加者数	7,562 人	7,800 人

※しんきろうマラソン、UO!SPOin ありそドーム、うおづスポーツレクリエーション祭の参加者数の合計

◇ ノルディックウォーキング ◇



ノルディックウォーキングは、2本のポールを使って歩きます。ポールを使うことで全身の筋肉を刺激するため、普通のウォーキングと比べ、使用エネルギー量が増え、高い運動効果が得られます。また、上半身を積極的に使うことで、姿勢がよくなり、肩や首のコリの解消、肩甲骨の可動域の改善にも有効的です。ポールさえあれば、誰でもどこでも気軽に行うことができます。

2 競技スポーツの推進

◆ め ざ す 姿 ◆

- 選手層の底辺の拡大が図られています。
- 指導者の育成が図られています。
- 国際的に活躍する選手が生まれています。

◆ 概 要 説 明 ◆

全体的な競技力向上のためにも、選手層の底辺の拡大、指導者の育成に努め、国際的に活躍する選手の輩出をめざします。また、ジュニア選手の強化、育成により選手として活躍した子どもたちが、将来、地域スポーツの指導者や選手強化スタッフとしての一翼を担うという、好循環の創出をめざします。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 ジュニア指導、指導者研修の実施

小中学生を中心とするジュニアアスリートやジュニアの指導者を対象とした講習会の開催により、指導者の資質の向上と競技力向上の取組みを支援します。

2 競技団体等の育成

優れた運動能力をもつジュニア選手の発掘と一貫指導体制が行われるよう、競技団体やクラブ組織の育成に努めます。

3 トップアスリートによる「スポーツ教室」の開催

トップアスリートによるスポーツ教室の開催により、子どもたちがトップアスリートの技術や人柄にふれることで、スポーツに対する意欲の向上や技術力・競技力の向上を図ります。

4 功労者の顕彰

魚津市教育委員会表彰及び魚津市「桑山」スポーツ賞⁴⁴の表彰制度を活用し、優秀な選手や指導者の功績を称え顕彰することで、競技者や指導者の励みとなるよう努めます。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・国際大会及び全国大会等への出場者数 ※全国大会等は以下の大会を指す ・国民体育大会 ・全国高等学校総合体育大会 ・全国中学校体育大会	35人	42人 (2割増)

◇ トップアスリートによる「スポーツ教室」 ◇

企業スポーツチームやオリンピック、プロスポーツ選手等を招聘し、子どもたちや運動部活動生徒を対象としたスポーツ教室を実施しています。トップ選手とのふれあいや説得力のある言葉、高い技術を見て憧れを抱くことで、体を動かすことの楽しさや継続して努力することの大切さを実感することができます。市内の幼児から高校生までの競技人口の拡大や全体的なレベルアップ、指導者等の育成を推進しています。



石川歩 野球教室



パナソニックワイルドナイツ
ラグビークリニック

⁴⁴ スポーツの振興を目的として桑山征洋氏からの寄付金により設立された「桑山スポーツ振興基金」を基に、平成元年に制定された表彰制度。その年のスポーツにおける全国大会等で活躍し、優秀な成績を収め、魚津市民に感動を与えた選手を表彰する。

3 スポーツによる活力のあるまちづくりの推進

◆ め ざ す 姿 ◆

- スポーツの交流・体験イベントに市内外から多くの人が訪れています。
- 豊かな自然やスポーツ環境・施設を有効活用したスポーツイベントやスポーツ合宿が行われています。

◆ 概 要 説 明 ◆

国や世代、性別、障がいの有無等にとらわれず、スポーツを通じた交流事業を行うことで相互理解を促し、市内外から参加者を呼び込むスポーツ大会やイベントの開催、大学等のスポーツ合宿の誘致など、地域の特色を活用したスポーツツーリズム⁴⁵の推進を図ることにより、関係人口の拡大や地域の活性化をめざします。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 スポーツによる交流事業の実施

- ① 関係団体や企業等と協働を進め、協定締結や連携により、スポーツを通じた交流・体験活動が拡大するように努めます。
- ② 自然や地域のスポーツ資源を活かしたスポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致等を通じて、スポーツツーリズムの促進に努めます。

2 スポーツに関連した情報の発信

- ① 市民のスポーツへの興味・関心高めてもらうため、広報誌や SNS 等を活用するなど積極的な情報発信に努めます。
- ② スポーツイベントやスポーツ施設の情報だけでなく、芸術文化や観光、食、宿泊等の情報を融合させ、市内外に向けて魚津の魅力の発信に努めます。

⁴⁵ スポーツと地域の観光資源を融合させ旅を楽しむ取り組み。

◆ 施 策 目 標 ◆

数値目標項目	R元年度実績	R7年度目標
・スポーツ合宿実施件数	14	17 (2割増)

◇ 全日本大学女子野球選手権⁴⁶での交流事業 ◇



毎年 8 月に開催される「全日本大学女子野球選手権大会」に、多くの選手や監督・コーチ、保護者、OG 等が魚津市を訪れており、スポーツを通じた交流が行われています。

地域住民が地元で収穫された野菜や果物等をふるまうおもてなし事業や、大会 1 日目終了後には、大学の実行委員会が中心となり、市内の子どもたちと野球教室やイベントを通してふれあう交流事業が行われています。また、大会期間中に片貝コミュニティセンターを活用し、大会参加選手や OG を対象とした宿泊事業も行われています。

⁴⁶ 「マドンナ達の甲子園」の愛称で親しまれ、全国大学女子軟式野球の日本一を決定する大会。魚津市は、1987 年に第 1 回大会が開催され「大学女子野球発祥の地」ともいわれている。

第6章 計画の推進のために

1 連携と協働

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成26年法律第76号）により、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長部局と教育委員会の連携の強化が図られました。

今後、市長と教育委員会で構成する総合教育会議をはじめとして、関係各課と十分に協議・調整を行い、ともに本市がめざす教育の姿を共有し協働しながら、より効果的な施策の推進に努めていきます。

2 情報発信と収集

本計画に掲げた基本理念、基本目標、各種施策に対して教育関係者や市民から幅広い理解と協力を得るため、市ホームページなどを活用して積極的に情報発信を行います。

また、市民や関係各課と協働して施策に取り組むため、教育に関する最新の情報を収集し、ニーズの把握と反映に努めます。

3 施策の点検・評価・見直し

本計画を確実に推進するため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のマネジメントサイクル（PDCAサイクル⁴⁷）を実行し、計画の進行管理を行います。具体的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施し、議会に報告書を提出するとともに市ホームページに掲載します。

⁴⁷ 計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。

資料編

魚津市教育振興基本計画策定委員会委員名簿 (50音順 敬称略)

氏 名	所 属	備 考
臼井 小五郎	魚津市文化協会副会長	
上坂 一弘	魚津市立西部中学校 校長	
笹田 茂樹	富山大学人間発達科学部教授	会 長
高木 姿子	魚津市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
高木 寛子	公募	
橋本 斎	魚津市PTA連合会 会長	
馬場 均	魚津市公民館連合会会長	
水橋 涉	魚津市立よつば小学校 校長	
宮口 隆志	魚津市スポーツ推進委員協議会 会長	
吉田 譲	魚津商工会議所副会頭	副会長
岩城 哲也	魚津市小・中学校情報教育研究会 運営委員	オブザーバー

事務局（魚津市教育委員会）

教育長	畠山 敏一
次長（教育総務課長）	窪田 昌之
学校教育課長	上田 靖
生涯学習・スポーツ課長	政二 弘明
地域協働課長	小林 孝仁
こども課長	矢野 道宝
教育総務課 総務係長	石崎 薫
教育総務課 主任	菊地 宗哉

魚津市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下、「魚津市教育振興基本計画」という。）の策定にあたり、専門的かつ総合的に検討するため、魚津市教育振興基本計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、魚津市教育委員会の諮問に応じ、次の事項について検討し、その結果を答申する。

- (1) 魚津市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は次に掲げる者のうちから魚津市教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、魚津市教育委員会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名し、委員の同意を得て定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱した日から答申した日までとする。

(意見の聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、魚津市教育委員会教育総務課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

魚津市教育振興基本計画策定のスケジュール

期 日	内 容	備 考
6月25日	第1回内部検討会 ・計画の骨子	
7月21日	第2回内部検討会 ・教育の現状と課題検討	
7月1日	教育委員会会議 ・諮問（案）審議	
7月31日	○第1回策定委員会 ・諮問 ・教育の現状と課題検討	
10月1日		総合教育会議
11月6日	第3回内部検討会 ・計画（素案）検討	
11月20日	○第2回策定委員会 ・計画（素案）検討	
12月21日～ 1月20日	パブリックコメント実施	
令和3年1月26日	第4回内部検討会 ・答申（案）検討	
2月4日	○3回策定委員会 ・答申（案）検討、答申	
2月25日	教育委員会会議 ・計画の審議、策定	総合教育会議